

「所得税法における給与所得控除(所得税法第 28 条第 2 項および第 3 項)と
税率表(所得税法第 89 条第 1 項)のあり方について」

経済学研究科 経済学専攻 租税政策・財政学 09M3063 山本 彩加

論文要旨

近年、所得格差の広がりが問題視されている。また、所得格差を是正するべき所得税の再分配機能の低下も指摘されている。政府税制調査会(2010)においても、「所得税については、格差社会に対応し、所得再分配機能を回復させるため、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、税率構造や所得控除の見直しに取り組む必要があると考えられる。」としている。このように所得税の担うべき再分配機能が十分に発揮されていないことは問題であると考え、本稿では格差社会における所得税法のあり方について、問題があるとしばしば議論されている給与所得控除(所得税法第 28 条第 2 項および第 3 項)と税率表(所得税法第 89 条第 1 項)に重点を置いて考察した。

まず第 1 章では現行の所得税法の現状と問題点について把握した。わが国の所得税制の問題点として、日本の課税最低限は過大に評価されていることや、給与所得控除の意義が明確でないこと、税率表につき長年最高税率の引き下げや緩和が行われてきたこと等がわかった。

第 2 章では、給与所得控除(現行所得税法第 28 条第 2 項および第 3 項)の議論をするにあたって、必要不可欠である大嶋訴訟(最高裁大法廷昭和 60 年 3 月 27 日判決)を例に挙げて、税法的見地から給与所得控除の取り扱いについて考察した。大嶋訴訟において、給与所得控除の性格は、①給与所得に係る必要経費の概算的控除、②給与所得が資産所得や事業所得に比べて担税力に乏しいことを調整するもの、③給与所得は他の所得に比べて捕捉率が高いことを調整するもの、④給与所得は源泉徴収により、申告納税の場合に比べ早期に所得税を納付することになるからその間の金利を調整するもの、の 4 つであることが明らかになった。そしてこの 4 つの性格について考察した結果、①給与所得に係る必要経費の概算的控除の性格が実質的な意味をもっていると考えた。

第 3 章では、実際のデータを用いて、所得税法第 21 条に規定された計算方法に従って求めた税額を使うことにより、実際に再分配効果の低下を計測し、

給与所得控除や税率表の改革の必要性を明らかにした。そして、第 1 章、第 2 章の議論をふまえて所得税法の改正の方向性について考察した。所得税法における給与所得控除および税率表改正の是非を考察するためには、それらのもつ所得格差是正の効果を計量的に把握する必要がある。第 2 章において給与所得控除の性格を必要経費の概算的控除としてとらえたが、はじめにその水準は妥当かどうかを計測した。その結果、給与所得控除の妥当な水準は 10%程度であることが明らかになった。そして具体的に給与所得控除の縮小や税率表を強化した場合について、シミュレーションを行った。その結果、給与所得控除については、給与所得控除を一律 10%とするのには無理があると思われた。なぜなら低所得者層において増税されることとなり、再分配効果を弱めてしまうからである。また、政府税制調査会(2010)で議論されているように上限を設けるだけでは、再分配効果の強化としては少し物足りないように感じた。したがって給与所得控除については、給与所得控除の水準が高いという事実を踏まえた上で、上限を設けることを前提に、中高所得者層の給与所得控除の引き下げを行う等、徐々に縮小していくことが必要である。また、特定支出控除については、政府税制調査会(2010)において、給与所得控除の半額と特定支出額とを比較すべきだとされている。特定支出控除を使い易くするためとはいえ、このように給与所得控除を半分に分けるためには、給与所得控除の性格について今一度議論する必要があるだろう。さらに特定支出控除の範囲の拡大も検討することで、今後特定支出控除の規定が充実し、確定申告をする給与所得者が増えることを期待する。また、税率表については、最高税率だけを引き上げたのでは、適用される人数も少なく、あまり再分配効果の強化が望めないことがわかった。したがって、高所得者層においてもう少し広い範囲で、段階的な税率の引き上げが望ましいと考えた。格差社会において、このように給与所得控除の縮小と税率表の強化を併用すれば、再分配効果はさらに強化されることとなるだろう。

「所得税法における給与所得控除(所得税法第 28 条第 2 項および第 3 項)と
税率表(所得税法第 89 条第 1 項)のあり方について」

はじめに.....	5
第 1 章 所得税法の現状と問題点.....	6
1.1 所得税法の仕組み.....	6
1.2 所得税法の問題点.....	15
(1) 課税最低限と給与所得控除 (所得税法第 28 条第 2 項および第 3 項)	
(2) 税率表(所得税法第 89 条第 1 項)	
(3) 所得控除と税額控除	
第 2 章 判例からみる給与所得控除 (所得税法第 28 条第 2 項および第 3 項).....	22
2.1 大嶋訴訟(最高裁大法廷昭和 60 年 3 月 27 日判決).....	23
2.2 給与所得控除の性格.....	29
第 3 章 給与所得控除(所得税法第 28 条第 2 項および第 3 項)と 税率表(所得税法第 89 条第 1 項).....	35
3.1 所得税の再分配効果低下の現状.....	35
3.2 給与所得控除(所得税法第 28 条第 2 項および第 3 項).....	45
(1) 給与所得控除の妥当な水準	
(2) 給与所得控除の縮小	
(3) 特定支出控除(所得税法第 57 条の 2)の拡大	
3.3 税率表(所得税法第 89 条第 1 項).....	53
おわりに.....	57

はじめに

近年において、日本の所得格差は拡大していると言われている。また、その所得格差を是正すべき所得税の再分配機能の低下も指摘されている。政府税制調査会(2010)は、「やはり明らかに格差拡大の一つの大きな要因として、税における所得再分配機能がほとんど効いていない。」とし、「所得税については、格差社会に対応し、所得再分配機能を回復させるため、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、税率構造や所得控除の見直しに取り組む必要があると考えられる。」としている。金子(2009)も、「所得税は富の再分配に有効な租税である、そういう垂直的な公平を実現しようということが所得税の最大の役割である」としている。そこで本稿では、所得格差をなるべく小さくするため、所得再分配機能を十分に発揮できるような望ましい所得税制について検討する。所得税法の改正の方向性として、現在様々な議論がされているが、本稿では給与所得控除(現行所得税法第28条第2項および第3項)と累進税率表(現行所得税法第89条第1項)に重点を置いて議論していくこととする。

本稿の構成は以下とおりである。まず第1章では現行の所得税法の現状と問題点について把握する。第2章では、給与所得控除(現行所得税法第28条第2項および第3項)の議論をするにあたって、必要不可欠である大嶋訴訟(最高裁大法廷昭和60年3月27日判決)を例に挙げて、税法的見地から給与所得控除の取り扱いについて考察する。第3章では、まず総務省の『家計調査年報』のデータを用いて、実際に再分配効果がどの程度低下しているかを計測し、給与所得控除や累進税率表の改革の必要性を明らかにする。その上で、第1章、第2章の議論をふまえて所得税法の改正の方向性について考察する。具体的には給与所得控除の縮小や累進税率表を強化した場合について、シミュレーションを行う。

第1章 所得税法の現状と問題点

格差社会において所得税法はどうあるべきであろうか。少子高齢化も進む日本において、現行の所得税法のままでは格差の広がりを抑止することはできないだろう。まずこの章では、現行の所得税法の現状を把握し、問題点を浮き彫りにすることで、所得税制の改革はどこから進めていくべきかを明らかにする。

1.1 所得税法の仕組み

所得税は、個人の所得に課せられる税金である。所得税法では表 1-1 のように、その発生形態によって、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得の 10 種類に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算することになっている(所得税法(以下「所法」という。)第 21 条¹⁾)。

所得金額は、それぞれの収入又は経済的利益から必要経費を差し引いて求められる。そして、原則として 10 種類の所得金額を合計した金額から、基礎控

1) (所得税額の計算の順序)

第二十一条 居住者に対して課する所得税の額は、次に定める順序により計算する。

一 次章第二節(各種所得の金額の計算)の規定により、その所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算する。

二 前号の所得の金額を基礎として、次条及び次章第三節(損益通算及び損失の繰越控除)の規定により同条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

三 次章第四節(所得控除)の規定により前号の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から基礎控除その他の控除をして第八十九条第二項(税率)に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を計算する。

四 前号の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を基礎として、第三章第一節(税率)の規定により所得税の額を計算する。

五 第三章第二節(税額控除)の規定により配当控除及び外国税額控除を受ける場合には、前号の所得税の額に相当する金額からその控除をした後の金額をもって所得税の額とする。

2 前項の場合において、居住者が第四章(税額の計算の特例)の規定に該当するときは、その者に対して課する所得税の額については、同章に定めるところによる。

除等の所得控除額を差し引いた金額に一つの税率表(所法第 89 条第 1 項²⁾)を適用することとなっているため、総合課税だといえる。ただし、山林所得と退職所得については、長期性などその特殊性ゆえに他の所得と分離して課税される。また、租税特別措置法(以下「租法」という。)第 3 条および第 3 条の 3 において、利子所得については、所得税 15%、地方税 5%の源泉分離課税となっている。また、配当所得についても、源泉分離課税を選択することができ、一定の要件を満たす場合には、申告不要の特例(租法第 8 条の 5)により、源泉徴収のみで納税できることとなっている。さらに、上場株式等に係わる配当所得は、申告分離課税を選択の上で、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能となっている。

2) (税率)

第八十九条 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の五分之一に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に五を乗じて計算した金額との合計額とする。

百九十五万円以下の金額 百分の五

百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額 百分の十

三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額 百分の二十

六百九十五万円を超え九百万円以下の金額 百分の二十三

九百万円を超え千八百万円以下の金額 百分の三十三

千八百万円を超える金額 百分の四十

表 1-1 所得の種類と内容

所得の種類	内容
利子所得 (所法23①)	公社債、預貯金の利子等に係る所得
配当所得 (所法24①)	株式、出資等の配当に係る所得
不動産所得 (所法26①)	土地、建物等の貸付けによる所得
事業所得 (所法27①)	農業、漁業等から生ずる所得
給与所得 (所法28①)	給料、賃金、賞与等に係る所得
退職所得 (所法30①)	退職手当、一時恩給等に係る所得
山林所得 (所法32①)	山林の伐採又は譲渡による所得
譲渡所得 (所法33①)	資産の譲渡による所得
一時所得 (所法34①)	上記以外の所得で、一時的な所得
雑所得 (所法35①、 ③)	年金等、上記のいずれにも該当しない所得

では次に、それぞれの所得において、所得金額がどのように計算されるのかをみていく。利子所得(所法 23 ①)は、その年中に利払期の到来した利子の収入金額そのものが所得金額となり、配当所得(所法 24 ①)は、その年中の総収入金額から、元本取得のための負債利子額を控除した金額が所得金額となる。事業所得(所法 27 ①)は、その年中の収入金額から、その事業の必要経費を控除した金額であり、給与所得は、その年中の収入金額から、給与所得控除を控

除した金額である(所法 28³⁾)。なお、給与所得控除についてはその定義があいまいで、過去に大変有名な判例もあり、しばしば議論されている項目であるので、第 2 章において詳しく考察することとする。次に、退職所得(所法 30 ①)は、その年中の収入金額から、退職所得控除額を控除したものを 2 で割ったものが所得金額となる。山林所得(所法 32 ①)は、その年中の収入金額から、植林費等又は概算経費を控除し、さらに 50 万円の特別控除をした金額、譲渡金額(所法 33 ①)は、収入金額から、資産の取得費、譲渡経費を控除し、さらに特別控除額を控除した金額である。一時所得(所法 34 ①)は、収入金額から必要経費を控除した金額から 50 万円の特別控除をした金額で、総所得金額に加算する一時所得の額は、特別控除後の金額を 2 で割ったものとなっている。最後に、雑所得(所法 35 ①、③)は、収入金額から必要経費を控除した金額が所

3) (給与所得)

第二十八条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前項に規定する収入金額が百八十万円以下である場合 当該収入金額の百分の四十に相当する金額（当該金額が六十五万円に満たない場合には、六十五万円）

二 前項に規定する収入金額が百八十万円を超え三百六十万円以下である場合 七十二万円と当該収入金額から百八十万円を控除した金額の百分の三十に相当する金額との合計額

三 前項に規定する収入金額が三百六十万円を超え六百六十万円以下である場合 百二十六万円と当該収入金額から三百六十万円を控除した金額の百分の二十に相当する金額との合計額

四 前項に規定する収入金額が六百六十万円を超え千万円以下である場合 百八十六万円と当該収入金額から六百六十万円を控除した金額の百分の十に相当する金額との合計額

五 前項に規定する収入金額が千万円を超える場合 二百二十万円と当該収入金額から千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

4 その年中の給与等の収入金額が六百六十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、前二項の規定にかかわらず、当該収入金額を別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額とする。

得金額となる。なお、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、それをその他のそれぞれの所得金額から控除できる(所法 69⁴⁾)。

次に、総所得金額と退職所得金額および山林所得金額(所法 22³⁾)から基礎控除等の所得控除をする。所得控除は全部で 15 種類あり、大きく分けると、人

4) (損益通算)

第六十九条 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

2 前項の場合において、同項に規定する損失の金額のうち第六十二条第一項(生活に通常必要でない資産の災害による損失)に規定する資産に係る所得の金額(以下この項において「生活に通常必要でない資産に係る所得の金額」という。)の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額のうち政令で定めるものは政令で定めるところにより他の生活に通常必要でない資産に係る所得の金額から控除するものとし、当該政令で定めるもの以外のもの及び当該控除をしてもなお控除しきれないものは生じなかつたものとみなす。

5) (課税標準)

第二十二条 居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 総所得金額は、次節(各種所得の金額の計算)の規定により計算した次に掲げる金額の合計額(第七十条第一項若しくは第二項(純損失の繰越控除)又は第七十一条第一項(雑損失の繰越控除)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とする。

一 利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額(第三十三条第三項第一号(譲渡所得の金額の計算)に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)及び雑所得の金額(これらの金額につき第六十九条(損益通算)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額

二 譲渡所得の金額(第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)及び一時所得の金額(これらの金額につき第六十九条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額の二分の一に相当する金額

3 退職所得金額又は山林所得金額は、それぞれ次節の規定により計算した退職所得の金額又は山林所得の金額(これらの金額につき第六十九条から第七十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とする。

的控除とその他の控除とに分けることができる。人的控除はさらに2つのグループに分けられ、基礎控除(所法 86⁶⁾)、配偶者控除(所法 83⁷⁾)、配偶者特別控

6) (基礎控除)

第八十六条 居住者については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十八万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、基礎控除という。

7) (配偶者控除)

第八十三条 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十八万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円)を控除する。

2 一の居住者の配偶者がその居住者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

3 第一項の規定による控除は、配偶者控除という。

除(所法 83 の 2⁸⁾)および扶養控除(所法 84⁹⁾)のグループと、障害者控除(所法 79)、寡婦(夫)控除(所法 81)および勤労学生控除(所法 82)のグループの合計 8 種類である。

前者のグループは、所得のうち本人およびその家族の最低限度の生活を維持するために必要な部分は担税力をもたないという、課税最低限についての考慮がされているといえる。基礎控除はすべての居住者に無条件に認められるもの

8) (配偶者特別控除)

第八十三条の二 居住者が生計を一にする配偶者(他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除くものとし、第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(以下この項及び次項において「合計所得金額」という。)が七十六万円未満であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げるその配偶者の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 合計所得金額が四十万円未満である配偶者 三十八万円

二 合計所得金額が四十万円以上七十五万円未満である配偶者 三十八万円からその配偶者の合計所得金額のうち三十八万円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。)を控除した金額

三 合計所得金額が七十五万円以上である配偶者 三万円

2 前項の規定は、同項に規定する居住者の合計所得金額が千万円を超える場合及び同項に規定する生計を一にする配偶者が同項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。

3 第一項の規定による控除は、配偶者特別控除という。

9) (扶養控除)

第八十四条 居住者が扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その扶養親族一人につき三十八万円(その者が特定扶養親族である場合には六十三万円とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。)を控除する。

2 二以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

3 第一項の規定による控除は、扶養控除という。

で、38万円となっている。配偶者控除は、居住者が控除対象配偶者(合計所得金額38万円以下の配偶者)を有する場合については38万円となっている。配偶者特別控除は、年間所得金額が1,000万円以下の居住者の配偶者の所得金額の合計が、38万円を超え76万円未満である場合に適用される。なお、配偶者特別控除については、平成15年度改正で、平成16年から配偶者に上乗せして控除対象配偶者に適用される部分の控除が廃止された。扶養控除は、居住者が扶養親族を有する場合に、各扶養親族について38万円を控除する。扶養親族にも種類があり、たとえば16歳以上23歳未満の扶養親族がいれば、63万円控除される。ただし、平成22年度改正で子ども手当制度が導入されることにより、年少扶養親族(16歳未満)にかかる扶養控除が平成23年分所得税から廃止される。また、高校の実質無償化に伴い、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち、16歳以上19歳未満の者にかかる扶養控除の上乗せ部分が廃止される。

後者のグループは、通常よりも担税力が弱いといった点が考慮されている。障害者控除は、居住者が障害者である場合や、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合に、27万円控除されるものである。寡婦(夫)控除は、居住者が寡婦又は寡夫である場合には、27万円となっている。勤労学生控除は、居住者が勤労学生である場合には、27万円控除されるものである。

次にその他の控除をみていく。その他の控除には、雑損控除(所法72)およ

び医療費控除(所法 73)と、社会保険料控除(所法 74¹⁰⁾)、小規模企業共済等掛金控除(所法 75)、生命保険料控除(所法 76)および地震保険料控除(所法 77)と寄付金控除(所法 78)の 7 種類である。雑損控除と医療費控除は、一定の金額を超える雑損失や医療費は、納税者の担税力を弱めるという考え方からきている。社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除および地震保険料控除は、主に政策的見地から設けられているといわれている。寄付金控除は、

10) (社会保険料控除)

第七十四条 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 前項に規定する社会保険料とは、次に掲げるものその他これらに準ずるもので政令で定めるもの(第九条第一項第七号(在勤手当の非課税)に掲げる給与に係るものを除く。)をいう。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定により被保険者として負担する健康保険の保険料

二 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税

二の二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による保険料

三 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による介護保険の保険料

四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の規定により雇用保険の被保険者として負担する労働保険料

五 国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金

六 独立行政法人農業者年金基金法の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料

七 厚生年金保険法の規定により被保険者として負担する厚生年金保険の保険料及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金(同法第四百十条第四項(徴収金)の規定により負担する徴収金を含む。)

八 船員保険法の規定により被保険者として負担する船員保険の保険料

九 国家公務員共済組合法の規定による掛金

十 地方公務員等共済組合法の規定による掛金(特別掛金を含む。)

十一 私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金

十二 恩給法第五十九条(恩給納金)(他の法律において準用する場合を含む。)の規定による納金

3 第一項の規定による控除は、社会保険料控除という。

公益的事業への個人の寄付の奨励を目的としている。雑損控除は、資産について災害又は盗難もしくは横領による損失が生じた場合に控除される。なお、雑損控除は他の所得控除に優先して先に控除される。医療費控除は、医療費の支出額のうち、総所得金額等の5%と10万円とのいずれか低い金額を超える場合のその超過額(最高限度額200万円)を控除できる。社会保険料控除と小規模企業共済等掛金控除については、支払った全額が控除できる。生命保険料控除については、平成22年度改正において、介護医療保険料控除が創設され、平成24年分以後の所得税について適用される。地震保険料控除は、平成18年度改正において創設された。なお、雑損控除、医療費控除および寄付金控除を受けるためには、確定申告書を提出する必要がある。

このように総所得金額、退職所得金額、山林所得金額から所得控除をした金額に税率表を適用し、所得税の税額が算出される。その後、その金額から税額控除を行い、その年分の所得税額を求めることとなる。税額控除には、法人税は個人株主の所得税の前払いであるとの考え方から、二重課税を排除するために設けられている配当控除(所法92)、国内所得についての国際二重課税の排除を目的とした外国税額控除(所法95)がある。その他、租税特別措置法により、住宅借入金等特別控除(租法41)等の税額控除が存在する。

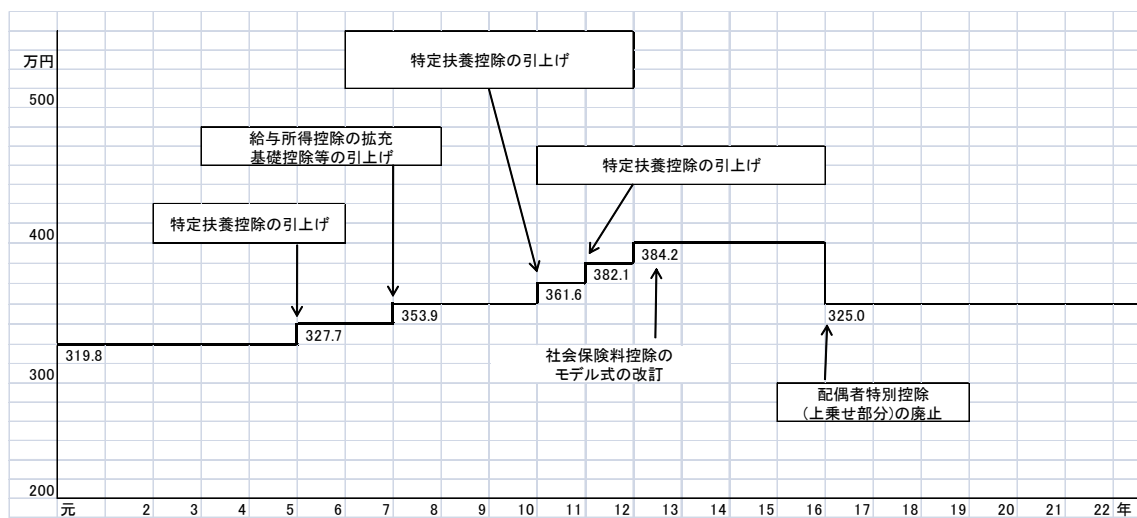
1.2 所得税法の問題点

前節では、所得税法の主な仕組みを説明した。では、いったい所得税法のどの部分に問題があり、しばしば議論されているのであろうか。政府税制調査会(2010)は、「所得税については、累次の改正により、税率の引下げ・その適用範囲(ブラケット幅)の拡大が行われるとともに、各種控除の累次にわたる拡充によって課税最低限の引上げが行われてきており、所得再分配機能や財源調達機能が低下している状況にあります。」としている。この節では、所得税法の主要な問題点をとりあげて考察していくこととする。

(1) 課税最低限と給与所得控除(所得税法第28条第2項および第3項)

わが国の租税政策論では、課税最低限の観念が用いられている。課税最低限とは、生活に最低限必要な金額については課税されない、すなわち担税力とは

みなさない、という意味である。たとえば、わが国の大半を占める給与所得者の課税最低限は、人的控除の他に給与所得控除と社会保険料控除を含むものとなっている。夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の給与所得者の場合には、課税最低限は給与所得控除、社会保険料控除、基礎控除、配偶者控除、扶養控除および特定扶養控除となり、平成22年現在325.0万円と計算されている。図1-1をみると、平成15年までは人的控除の引き上げにより、課税最低限が増加しているが、平成16年の配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止により、減少することとなった。



出所：財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/033a.htm>

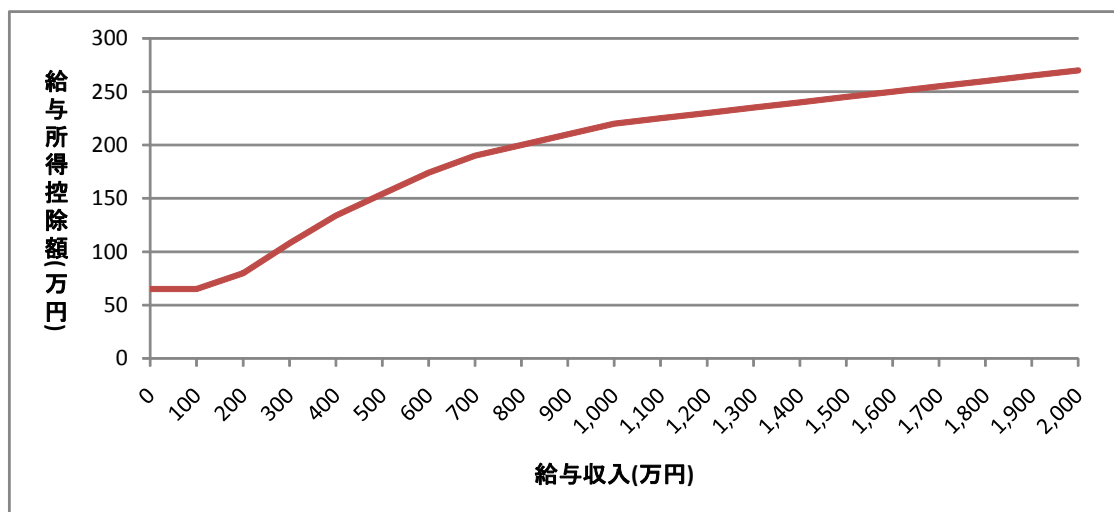
- 備考) 1.夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の給与所得者の場合である。
 2.一定の社会保険料が控除されるものとして計算してある。

図 1-1 課税最低限の推移

この課税最低限の中に給与所得控除が含まれていることは、問題であるとの議論がなされている。例えば、金子(2010)は、課税最低限は最低生活費控除とは別の観念であるとしている。そして、「人的控除の水準は、財政事情さえ許せば、生活保護の水準に合わせるべきであろう。」としている¹¹⁾。また、北野

11) 金子(2010)p.183より引用。

(1997)は、課税最低限は、基本的な生活費控除の性格を有する基礎控除、配偶者控除、扶養控除に限定されるべきだとしている。わが国の給与所得控除は概算経費としての性格を強めており、日本の課税最低限は諸外国に比べて、過大に評価されているのである。また、給与所得控除の額は給与収入の金額に応じて増加するので、給与収入のうち担税力とみなさない部分は、給与収入の増加に伴い増加することとなる。林(2000)は、「所得税における課税最低限のあり方としては、所得金額がいくら大きくともある一定水準までの所得を課税ベースから除外する、そしてその場合には扶養人員等の世帯状況が加味されるというのが望ましい。」としている¹²⁾。図 1-2 は、給与所得控除制度の概要を表したものである。このように、給与所得控除は給与収入が増加するにつれ増加する仕組みとなっている。また、一方で増加の割合が逡減する仕組みとなっており、給与所得控除は累進度としての効果をもっているとも考えられる。これを橋本(2001)は「陰の税率表」と呼んでいる。このことは第 3 章で行う計量的分析によって明らかにされる。



備考) 所法 28 ③より作成。

図 1-2 給与所得控除制度の概要

12) 林(2000) p.115 より引用。

本稿では、このような給与所得控除をまず第一に見直すべきであると考えた。したがって第3章では、給与所得者に焦点を当てて計量的に分析を行っている。そこで所法21の手順にしたがった給与所得者についての所得税の計算方法についてまとめておくと、以下の手順となる。

step1 給与所得 = 給与収入 - 給与所得控除(所法28③)

step2 課税所得 = 給与所得 - 所得控除

step3 課税所得に税率表(所法89①)を適用

step4 税額控除の適用

また、給与所得控除の問題点については、税法的見地からの考察が重要であるため、第2章において大嶋訴訟とともに詳しくみていくこととする。

(2) 税率表(所得税法第89条第1項¹³⁾)

税率表の推移をみると、まずシャウプの税制改革以来と称される1988年の抜本的税制改革により、それまでの最高税率60%、12段階というものが緩和され、6段階となった。1989年には税率3%の消費税の導入にともない、給与所得者の税負担感を軽減するために最高税率が50%に下げられ、5段階と

13) 税率表に関する判例としては、事業所得と他の資産所得とは担税力が違うにもかかわらず、同じ税率を適用するのは、違う状況にある者を恣意的に同じに取り扱うことであって、平等取扱いを命じる憲法14条に反すると納税者が主張した東京地裁昭和57年12月27日判決がある。判決は、課税制度が一見して政策的裁量の濫用ないし裁量の範囲の逸脱と認められない限り、許容される立法府の合目的な裁量の範囲にあるものとして、違憲の問題は生じないとしている。これに対して、田中(2002)は、「納税者が得た事業所得と他の資産所得とは担税力の格差があるかどうか、その格差があるとした場合、その格差を無視して一律に税率を適用することは、担税力を無視した恣意的な取扱いになるのかどうか、などについて明確に判断する必要があると思われる。」としている。また、「裁判所が憲法14条の観点から、当該規定の憲法適合性を判断することは、租税立法の場面において、立法府が課税の公平への緊張感を欠いたまま、政策的な優遇措置に安易に傾くことへの警鐘とはなりえたであろう。」としている。

なった。抜本的税制改革以降、わが国では人口高齢化が加速し、所得水準の上昇とともに中堅所得者層を中心に税負担の累増感が強まっていることなどがあり、これらに対応した税制の見直しが求められていたのである。この改革は、第2章で考察する大嶋訴訟の影響もあるのではないかと考えられている。そして1995年には、20%の税率を中心として限界税率の適用所得区分すなわちブラケットが拡大された。1999年には、最高税率は50%から37%に引き下げられ、4段階となった。2007年に小泉政権下で実施された三位一体の改革とは、地方分権をめざした改革として、国庫補助負担金の削減、地方交付税の削減、国から地方への税源移譲をセットで行うものであった。住民税が一律10%となるとともに、所得税率は5%から40%までの6段階となり、現在に至っている。

このように、累進税率表についてはここ20年余で最高税率が引き下げられている。格差社会といわれているわが国において、高所得者への課税を強化することはもっとも有効な対策の一つであると考えられる。政府税制調査会(2010)でも議論されているように、今後最高税率の引き上げは必要である。わが国の所得税の最高税率は概ね主要国並みではあるが、所得税の最高税率について、ドイツは2007年、イギリスは2010年に引き上げており、アメリカ、フランスでも現在引上げを検討している。國枝(2007)も、高額所得者に対する増税など、所得税を通じた再分配効果の強化を提案している。また、田中(2002)も、「所得や富の分配の格差が存在する社会を前提とするならば、また、納税者の実質的な担税力に即した税負担を求めるのが憲法14条のいう公平の意図するところであるとするならば、累進税率を維持することは、課税の公平にかなうものといえるであろう。」としている¹⁴⁾。累進税率表を強化すると、効率性が下がる可能性も考えられるが、岩本(2007)は、1980年代以降に最高税率が引き下げられたが、高所得者の所得はあまり伸びず、所得の反応度が大きくないことを指摘している。そして現行の所得税の税率表の水準が妥当かどうか、実証研究を進めて議論を深める必要があることを主張している。これらのことから、税に対する労働供給の弾力性は低く、所得税を増やしても効率性は低

14) 田中(2002)p.31より引用。

下しないことがうかがえる。そこで第3章では、累進税率表を強化した場合についてのシミュレーションを行う。

(3) 所得控除と税額控除

近年の政府税制調査会では、所得控除から税額控除、さらには手当へという方向で、給付付き税額控除について議論されている。所得控除は一定金額を所得金額から控除するので、高所得者ほど税負担が軽減され、税額控除は一定金額を税額から控除するため、高所得者であれ低所得者であれ一定金額の税負担が軽減される。したがって担税力を考慮するなら、所得控除よりも税額控除のほうが優れているといえる。森信(2008)も「課税最低限に近い層をターゲットとする政策税制を考える場合、所得控除では減税効果が拡大し、財政上の非効率が生じるのである。」とし、「所得控除から税額控除への移行は、課税ベースの拡大による水平的公平性の向上と、所得再分配機能の強化という2つの政策目的の達成を可能とする。」としている¹⁵⁾。

給付付き税額控除は、低所得者に有利な税額控除と手当の両方の性格を合わせもった制度であるといえる。また、労働時間等の受給要件を明確に定めることで、労働インセンティブを促進することができる。しかし、給付付き税額控除の導入にあたっては、現在の高所得者に有利な所得控除や、他の社会保障政策の整理が必要不可欠である。また、アメリカでも問題となっている不正受給をさせないためにも、所得の正確な捕捉が必要となってくる。それにはやはり納税と社会保障給付に共通の番号制度の導入が前提となる。中里(2009)は、「様々な執行上の問題点について正確に認識し、給付付き税額控除が、果たしてそれだけの執行上の大改革を行っても導入するに値するような制度なのか、どの程度の効果が見込めるのかという点に関する冷静な議論が必要なのではなからうか。」としている¹⁶⁾。

このように給付付き税額控除の導入には抜本的な税制改革が必要であり、実

15) 森信(2008)p.15より引用。

16) 中里(2009)p.49より引用。

現にはまだ時間がかかると考えられる。本稿では給与所得控除および累進税率表を見直すことが先決であると考え、第 2 章および第 3 章でさらに考察していくこととする。

第2章 判例からみる給与所得控除(所得税法第28条第2項および第3項)

第1章では所得税法の仕組みを理解し、その問題点を明らかにした。問題点の1つとしてあげた給与所得控除は、政府税制調査会(2010)でも議論されている項目である。政府税制調査会(2010)は、「給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、家計調査からみた勤務関連経費は、給与所得控除の最低保障額よりも少ないこと、主要先進国における概算控除は、定額あるいは上限があり、しかも日本の給与所得控除に比べ低い水準であること、上限を外した昭和49年当時と比べると、就業の雇用化の進展により、給与所得者に一定の配慮を加える必要性はあるとしても、その必要性は薄れてきていること」を指摘している。そして「中高所得の給与所得者については、上限設定を行い、一定の負担を求めるべきではないかと考えられます。その際、どのような水準で上限を設けるかが論点となります。」としている。本稿でも給与所得控除を第一に縮小すべきであると考えた。

しかし、給与所得控除の意義は明確でなく、その性格は曖昧である。給与所得は、現行所得税法第28条第1項により、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得」と定義されているが、給与所得控除については現行所得税法第28条第2項において、「給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。」とされているのみである。給与所得控除を見直すにあたって、その性格を整理し、見直しの根拠を明確にすることは必要不可欠である。そこでこの章では、給与所得控除の意義が問われた大嶋訴訟を中心に、その意義、性格について今一度整理していく。なお、金子(2005)も「現行の給与所得に対する仕組みも、基本的には旧所得税法と同じであるから、判旨は、現行法の解釈についても、先例としての重要な位置を占めている。」としている。2.1では大嶋訴訟(最高裁大法廷昭和60年3月27日判決)について、事実と判旨とともに、判決に対する税法学者の意見や、裁判官の補足意見についてもみていく。そして2.2で大嶋訴訟で明らかにされた給与所得控除の4つの性格について考察する。

2.1 大嶋訴訟(最高裁大法廷昭和 60 年 3 月 27 日判決)

大嶋訴訟は、給与所得控除の合憲性を主な争点とした裁判である。同志社大学の大嶋教授(原告・控訴人・上告人)は、申告義務があるにもかかわらず、昭和 39 年度分の所得についての確定申告をしなかった。よって所轄の左京税務署長(被告・被控訴人・被上告人)は、昭和 39 年度分の所得税の決定処分ならびに無申告加算税の賦課決定処分をなした。そこで大嶋教授が、旧所得税法(昭和 22 年法律第 27 号。昭和 40 年法律第 33 号による改正前のもの。)の下における給与所得に対する課税のあり方は、憲法 14 条 1 項に違反して無効であるとして、これらの処分の取り消しを求めて出訴したのが始まりである。大嶋教授は、主に 3 つのことを主張している。まず、「給与所得については、他の所得と異なり、収入金額からそれを得るために実際に要した必要経費を控除するという方法が認められていない。しかも法所定の給与所得控除は実際に要した経費額を著しく下回っているため、給与所得者は合理的な理由もなく、他の所得者に比べて著しく不公平な所得税の負担を課せられている。」という主張である。また、「給与所得の捕捉率は、事業所得や農業所得の捕捉率に比べて極めて高く、これらの所得間の捕捉率には著しい格差が存在するのにもかかわらず、立法上または行政執行上それが考慮されずに給与所得者に対する所得税の課税がなされているため、給与所得者は著しく不利益な扱いを受けている。」という主張である。そして、「事業所得や農業所得等については合理的な根拠のない各種の租税特別措置が講じられており、そのため給与所得者はこれらの所得者に比べて著しく不公平な所得税の負担を被っている。」という主張である。

第一審判決(京都地判昭和 49 年 5 月 30 日判決)および控訴審判決(大阪高判昭和 54 年 11 月 7 日判決)のいずれも大嶋教授の請求を棄却した。控訴審判決は、「サラリーマンの給与収入はその全額が講学上の所得であるため「必要経費」とは親しまないもの」であるとし、捕捉率の格差についても、その存在を認めた上で、「何ら法的不利益を及ぼしていない」とした。

これに対して上告したが、係属中に大嶋教授が死亡したため、相続人らが訴訟を承継した。

最高裁判決(最高裁大法廷昭和 60 年 3 月 27 日判決)は、給与所得に係る必要経費の控除の点について、「当時の税制調査会の答申及び立法の経過に照らせ

ば、給与所得控除には、給与所得者の勤務に伴う必要経費を概算的に控除するとの趣旨が含まれていることが明らかである」とした。そして、給与所得者について必要経費の実額控除を認めていないことは、必要経費の控除について事業所得者等と給与所得者とを区別するもので、国民各自の事実上の差異に相応して法的取扱いを区別することは、その区別が合理性を有する限り、憲法 14 条 1 項に違反するものではないと判断した。これに対し、三木(1985)は、「給与所得における「必要経費」の性格はいかなるものか、より具体的にいかなるものが必要経費といえるのか等については全くふれていない。」と否定している¹⁷⁾。また、廣澤(2007)も、「もっと理解に苦しむのは、判決が、給与所得者の必要経費の具体的内容を不問にしたまま、必要経費の「実額」を問題にしていることであろう。」としている¹⁸⁾。また、判決は「給与所得者は事業所得者等と異なり、自己の計算と危険とにおいて業務を遂行するものではなく、使用者の定めるところに従って役務を提供し、提供した役務の対価として使用者から受ける給付をもってその収入とする」とした。そして、「職場における勤務上必要な費用は使用者が負担するのが通例で、給与所得者は必要経費と家事上の経費又はこれに関連する経費との明瞭な区分が困難であるのが一般である」とした。これに対し、村井(1985)は、「事業者にむしろ近いと思われるサラリーマン(例えば、大学教授)については、必ずしも右のことはあてはまらないであろう。」としている¹⁹⁾。また、三木(1985)は、「必要経費と家事関連費との区別が困難であることや立証技術の巧拙により税負担の不公平が生じるのは事業所得の場合も同じであり、したがって給与所得の場合だけ実額控除を否定することの根拠にはならない」と否定している²⁰⁾。さらに、判決は、給与所得者はその数が膨大であるために、各自の申告に基づき実額控除を行えば、技術的及び量的に相当の困難を招来し、ひいては租税徴収費用の増加を免れず、税務執行上少なからざる混乱を生ずることを懸念した。しかし、北野(1985)は、実額控除を認

17) 三木(1985)p.23 より引用。

18) 廣澤(2007)p.71 より引用。

19) 村井(1985)p.34 より引用。

20) 三木(1985)p.24 より引用。

めても、大部分の者は従前どおりの法廷概算経費控除と年末調整を選択するとし、「かりに一時的に税務行政が混乱することがあるとしても、だからといって国においてこのことを拒否しうる筋合いの問題ではない。」と否定している²¹⁾。山田(1985)も、「専門職のようなサラリーマンには特別の費用のかかることは当然のことであり、選択制を認めたからといって、税務執行上さほど混乱を生じさせるものではなく、かえってこれを認めないことによる弊害の方が大きいのではなからうか。」としている²²⁾。

なお、給与所得控除の趣旨としては、給与所得に係る必要経費の概算的控除のほかに3つ挙げ、その程度が明らかでないばかりではなく、立法政策の問題であって、所得税の性格又は憲法14条1項の規定から何らかの調整を行うことが当然に要求されるものではないとした。それは、「給与所得は本人の死亡等によってその発生が途絶えるため、資産所得や事業所得に比べて担税力に乏しいことを調整するもの」、「給与所得は源泉徴収の方法で所得税が徴収されるため、他の所得に比べて相対的により正確に捕捉されやすいことを調整するもの」、「給与所得においては、申告納税の場合に比べ平均して約5ヶ月早期に所得税を納付することになるからその間の金利を調整するもの」の3つである。

所得間の捕捉率に関して判決は、事業所得者等の捕捉率が相当期間にわたり給与所得の捕捉率を下回っていることは、本件記録上の資料から認められないため、違憲ではないとした。碓井(2000)は、捕捉の不均衡を生じないような制度と執行は、悲願であり、永続的な課題であるとし、「捕捉率に不均衡があるというだけの理由で違憲としたのでは、租税法はほとんど存続しえないことになる。」として、判決を支持した²³⁾。

租税特別措置についても判決は、「仮に所論の租税特別措置が合理性を欠くものであるとしても、そのことは、当該措置自体の有効性に影響を与えるものにすぎず、本件課税規定を違憲無効ならしめるものということとはできない。」とした。

21) 北野(1985)p.83より引用。

22) 山田(1985)p.106より引用。

23) 碓井(2000)p.73より引用。

以上の理由で上告は棄却されたが、何人かの裁判官が興味深い補足意見を述べている。まず、伊藤裁判官は、「特定の給与所得者について、その給与所得に係る必要経費の額がその者の給与所得控除の額を著しく超過するという事情がみられる場合には、右給与所得者に対し本件課税規定を適用して右超過額を課税の対象とすることは、明らかに合理性を欠くものであり、本件課税規定は、かかる場合に、当該給与所得者に適用される限度において、憲法 14 条 1 項の規定に違反するものといわざるを得ない」としている。この意見には、木下裁判官、長島裁判官および島谷裁判官が同調し、島谷裁判官は、「給与所得者にも必要経費の実額控除を認め、概算控除と実額控除のいずれかを任意に選び得るという選択制の採用の問題をも含めて、給与所得控除制度についての幅広い検討が期待される」と付け加えている。また、谷口裁判官は、「給与所得者について給与所得控除の額を超える必要経費が存する場合には、その超過が明らかである限り、その程度が著しい場合であると否とを問わず、当該超過部分については実質上所得がないことになるのではないかと改めて問われてよい。」とした。木戸口裁判官は、給与所得者が事業所得者等よりも重い租税負担を課せられているという不公平感を抱いていることを認め、「納税者割合、課税所得割合の較差のある程度の部分が実質的な所得の差に基づいていることは否定できないとしても、その少なからぬ部分は、源泉徴収及び申告納税という徴税方式の違いを主因とする所得捕捉の不均衡や、各種の租税優遇措置によるものと考えられるのであって、右に述べた較差から、事業所得者の租税負担が給与所得者のそれよりもかなり低くなっており、しかもそれが特定年度における特異な現象ではなく、相当長期にわたって継続している」とした。また、「租税負担について給与所得者層の持つ不公平感は無視し得ないものとなっているのが現状であって、その是正に向けての早急かつ積極的な努力が払わなければならないもの」としている。

このような大嶋訴訟の判決も踏まえて、政府税制調査会(1986)では、給与所得控除の今後のあり方について議論された。そして、1988年に特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、申告によってその超える部分の金額を控除することができる「給与所得者の特定支出の控除の特例」の制度が創設

された(所法 57 の 2⁴⁾)。しかし、その適用例は①通勤費、②転勤費、③研修費、

24) (給与所得者の特定支出の控除の特例)

第五十七条の二 居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が第二十八条第三項(給与所得)に規定する給与所得控除額を超えるときは、その年分の同条第二項に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とすることができる。

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出(その支出につきその者に係る第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者(以下この項において「給与等の支払者」という。)により補てんされる部分があり、かつ、その補てんされる部分につき所得税が課されない場合における当該補てんされる部分を除く。)をいう。

一 その者の通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出で、その通勤の経路及び方法がその者の通勤に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもののうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定める支出

二 転任に伴うものであることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされた転居のために通常必要であると認められる支出として政令で定めるもの

三 職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修(人の資格を取得するためのものを除く。)であることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたものための支出

四 人の資格(弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされるものを除く。)を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの

五 転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなつた場合その他これに類する場合として政令で定める場合に該当することにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされた場合におけるその者の勤務する場所又は居所とその配偶者その他の親族が居住する場所との間のその者の旅行に通常要する支出で政令で定めるもの

3 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項に規定する特定支出の額の合計額の記載があり、かつ、前項各号に掲げるそれぞれの特定支出に関する明細書及びこれらの各号に規定する証明の書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用を受ける旨の記載がある確定申告書を提出する場合には、同項に規定する特定支出の支出の事実及び支出した金額を証する書類として政令で定める書類を当該申告書に添付し、又

は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項に規定する特定支出の範囲の細目その他第一項の規定の適用
に関し必要な事項は、政令で定める。

④資格所得費、⑤単身赴任者帰宅旅費と、きわめて少ないものとなっている²⁵⁾。金子(2010)は、「この制度は、きわめて限定されたものではあるが一種の選択による実額控除を認めるものであり、選択による一般的な実額控除への過渡的な制度として位置づけられるべきものであろう。」としている²⁶⁾。

2.2 給与所得控除の性格

給与所得控除の性格は、①給与所得に係る必要経費の概算的控除、②給与所得が資産所得や事業所得に比べて担税力に乏しいことを調整するもの、③給与所得は他の所得に比べて捕捉率が高いことを調整するもの、④給与所得は源泉徴収により、申告納税の場合に比べ早期に所得税を納付することになるからその間の金利を調整するもの、の4つであることが大嶋訴訟において明らかになった。大嶋訴訟では①給与所得に係る必要経費の概算的控除の性格を重視したが、この節では、今一度4つの性格について考察してみることにする。

まず、②給与所得が資産所得や事業所得に比べて担税力に乏しいことを調整するもの、について考察する。これに対しては批判的な意見のほうが多い。山本(1987)は、「所得税が所得に対する税であるとするならば、担税力は所得であり、同一の所得で所得の種類によって担税力が異るとは考えられない。」としている²⁷⁾。また、小池(2008)は、「給与所得者は他の所得には見られない空間的・時間的な拘束や居住地選択の制限があるというが、これも、何も給与所得者に特有のものではない。」としている²⁸⁾。林(2000)も、「特に客観的な根拠

25)なお、平成23年度税制改正大綱において、「具体的には、就労の多様化等を踏まえ、現在、特定支出の範囲から除外されている弁護士、公認会計士、税理士など、法令の規定に基づいてその資格を有する者に限って特定の業務を営むことができる資格の取得費を特定支出の範囲に追加します。また、図書費、衣服費、交際費及び職業上の団体の経費（以下「勤務必要経費」といいます。）も、特定支出の範囲に追加します。なお、この勤務必要経費については、高額なものを購入できる高額所得者を過度に優遇するといった不公平が生じないように、上限を設けることとします。」とされている。

26)金子(2010)pp.205-206より引用。

27)山本(1987)p.4より引用。

28)小池(2008)p.201より引用。

があるわけではない。」と否定している²⁹⁾。政府税制調査会(2000)においても、「給与所得者に対して「他の所得者との負担調整」といった一定の配慮を加える必要性があるとしても、その必要性は薄れてきていると考えられます。したがって給与所得控除については、今後、勤務費用の概算控除としての性格をより重視する方向で、そのあり方について検討を行っていく必要があると考えます。」としている。さらに金子(2007)も、最近では「給与所得者の中にも自分の危険と負担で、かなり自分の費用を出して、非常に高い給与を得ている人もいる」ことを指摘している³⁰⁾。このようにみえてくると、やはり就業構造等が多様化している現在においては、給与所得が他の所得に比べて担税力が弱いとは言い切ることはできないのではないであろうか。

次に、④給与所得は源泉徴収により、申告納税の場合に比べ早期に所得税を納付することになるからその間の金利を調整するもの、について考察する。給与所得は源泉徴収の対象とされており、給与等の支払者が、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、国に納付しなければならない(所法 183³¹⁾)。また、給与等の金額が 2,000 万円以下であるものについては、その年最後に給与等の支払をする際に、年末調整を行い、その年の給与の総額に対する正式の所得税額とそれまでの源泉徴収税額の合計額を比較し、過不足を精算する

29) 林(2000)p.116 より引用。

30) 金子(2007)p.13 より引用。

31) (源泉徴収義務)

第百八十三条 居住者に対し国内において第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

(所法 190³²⁾)。このように、給与所得者のほとんどが確定申告をすることなく、

32) (年末調整)

第百九十条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が二千万円以下であるものに対し、その提出の際に経由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合（その居住者がその後その年十二月三十一日までの間に当該支払者以外の者に当該申告書を提出すると見込まれる場合を除く。）において、第一号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月十日までに国に納付しなければならない。

一 その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等（その居住者がその年において他の給与等の支払者を經由して他の給与所得者の扶養控除等申告書を提出したことがある場合には、当該他の給与等の支払者がその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等で政令で定めるものを含む。次号において同じ。）につき第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額の合計額

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ その給与等から控除される第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料（以下この条において「社会保険料」という。）の金額及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金（以下この条において「小規模企業共済等掛金」という。）の額

ロ その年中に支払った社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額（それぞれに掲げるものを除くものとし、その居住者がその年において提出した給与所得者の保険料控除申告書に記載されたもの（第百九十六条第二項（保険料等の支払を証する書類の提出等）に規定する社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額にあつては、同項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。））並びに第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料の金額、同条第二項に規定する個人年金保険料の金額及び第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料の金額（これらの金額のうち当該申告書に記載され、かつ、第百九十六条第二項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）につき第七十四条から第七十七条までの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された特別障害者又はその他の障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無、扶養親族の数その他の事項に応じ第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十三条まで（寡婦（寡夫）控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額に相当する金額

ニ 給与所得者の配偶者特別控除申告書に記載されたその居住者の第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額（以下この号において「合計所得金額」という。）の見積額が千万円以下であるかどうか、当該申告書に記載された第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者の有無、その配偶者がこの条に規定する居住者として当該申告書を提出しているかどうか及びその配偶者の合計所得金額若しくはその見積額に応じ第八十三条の二の規定に準じて計算した配偶者特別控除の額に相当する金額

ホ 基礎控除の額に相当する金額

所得税の納税が完結するのである。早期納税に関する金利調整の性格に対しては、事業所得においても予定納税が行われているため調整は不要であるともいわれている。また、林(2000)は、「源泉徴収による早期納税の金利分がそれほど大きなウェイトを占めることはない。少なくとも給与収入の数十パーセントというような水準に達することはない。」としている³³⁾。本稿でも金利分については微々たるものであると考え、これを考慮しないものとする。

では次に、③給与所得は他の所得に比べて捕捉率が高いことを調整するもの、について考察する。捕捉率の格差の問題は、一般にクロヨン問題といわれている。クロヨン問題についての実証研究としては、石(1979)が有名である。これによれば、1970年から1978年において、給与所得の捕捉率が9～10割、事業所得が6～7割、農業所得が2～3割となっている。しかし、このように捕捉率の格差が存在するとしても、これを認めて給与所得控除として控除することは問題ではないだろうか。村井(1985)は、シャープ勧告を引用して「捕捉率の較差といった税法それ自体の欠陥というよりも、税法の運用の実態を給与所得控除制度なり、必要経費選択制等を考える場合に、織り込んでしまうと、逆に望ましくない税法の運用実態(税務執行体制の実態)を固定化してしまうことになりかねない。」としている³⁴⁾。シャープ勧告は、「Bがその税金の一部を脱税することを予想して、Aの税負担がBの名目税額よりも故意に軽くなることが一旦認められれば、Bの連中は、Aと同じ立場を維持するためには脱税することは当然であるとの理由で、この脱税を正当なものとみなすようになるだろう。」としている³⁵⁾。また、山本(1987)は、捕捉率の格差が「給与所得控除に含まれるということは、いわゆる正直者が馬鹿を見ることになり、脱税することが正当な行為であるということになる。」としている³⁶⁾。さらに林(2000)も、「残りの所得において課税ベースの脱漏が生じているからといって給与所得に関しても同様の脱漏を認める(それも制度的に認める)というのは正当化されること

33) 林(2000)p.116より引用。

34) 村井(1985)p.39より引用。

35) シャープ使節団(1949)p.69より引用。

36) 山本(1987)p.5より引用。

ではない。言うまでもなく実施上の困難はともなうとしても、給与以外の所得捕捉率の向上を目指すべきであろう。」としている³⁷⁾。

以上をみてくると、やはり給与所得控除においては大嶋訴訟でも重視されたように、①給与所得に係る必要経費の概算的控除の性格が実質的な意味をもっていると考えられる。必要経費は所法 37 において、不動産所得、事業所得、山林所得および雑所得について「これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額」と規定されている³⁸⁾。給与所得控除を必要経費の概算的控除ととらえると、給与所得における必要経費とはいったい何であろうか。また、その水準は妥当であるのか。これについては第 3 章で検討することとする。

37) 林(2000) pp.116-117 より引用。

38) (必要経費)

第三十七条 その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

2 山林につきその年分の事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

第3章 給与所得控除(所得税法第28条第2項および第3項)と

税率表(所得税法第89条第1項)

この章では、所得税法の改正の方向性について、実証的な分析も行いながら考察していく。3.1では、現行の所得税法に従って、実際に所得税の再分配効果がどの程度低下しているのかを計測し、所得税法の改正の必要性を明らかにする(所得税法第21条)。3.2では、第1章および第2章で考察した給与所得控除縮小についての改革案を具体的に提示する(所得税法第28条第2項および第3項)。また、それに伴って特定支出控除のあり方についても考察する(所得税法第57条の2)。3.3では、累進税率表を強化した場合について計量的に考察する(所得税法第89条第1項)。

3.1 所得税の再分配効果低下の現状

本節では、所得税の再分配効果がどの程度低下しているのかを、実際のデータを用いて所得税法第21条に従って求めた税額を使うことにより計測する。所得税の再分配効果(累進度)の指標としては主に2種類ある。それは税率表そのものの累進度を示す構造的累進度と、所得税負担構造全体の累進度を示す分配的累進度である。本節ではそれらの指標を用いて先行研究に従い再分配効果を計測している。なお、構造的累進度と分配的累進度の具体的な説明については補論を参照されたい。

構造的累進度を計測した先行研究としては、林(1986)、藤田(1992)、林(1995)がある。これらは異時点間での比較を容易にするために、所得階層はその年の平均所得を1とした指数で表している。また、構造的累進度はこの平均所得を10%上昇させ、変化前後の所得と税額を用いて計測している。林(1995)は1960年から5年おきに、勤労者の標準世帯(夫婦・子供2人の4人家族で有業人員1人の世帯³⁹⁾)の世帯主である納税者について、これらの三つの累進度の指標を所得階層毎に求めた。その結果、「平均税率累進度と残余所得累進度の二つの

39) 1990年は、配偶者には配偶者特別控除(所得1000万円以下)が適用され、子供のうち1人に扶養割増控除(10万円)が適用されるものとしている。

指標によると、全般的な傾向としては毎年の平均所得を上回る所得層で累進度が強化されてきていることがわかる。…中略…このような中堅から高所得層にかけての累進度の上昇は、近年のわが国の所得税制の特徴であった小刻みな税率表の構造に起因していたと考えられる。」としている⁴⁰⁾。

では、林(1986)、藤田(1992)の手法にもとづいて構造的累進度を計測する。構造的累進度は平均税率累進度、税負担累進度、残余所得累進度の3つを計測している。ここでは抜本的税制改革前の1985年、抜本的税制改革後の1989年および直近の2008年の計測を行いその推移をみている。田中(2002)は、税率を含めた制度改革論において、抜本的税制改革をどのように評価するかが、たえず問われなければならないことを指摘している。構造的累進度を計測するに当たって使用した平均所得は、『税務統計から見た民間給与の実態』の納税者と非納税者を合わせた給与額の合計を給与所得者数の合計で割ることによって算出している。そして異時点間での比較を容易にするために、所得階層はその年の平均所得を1とした指数で表している。ここでは平均所得を0.8倍、1.0倍、3.0倍および6.0倍した所得階層についての計測を行っている。図3-1は所得階層別の平均所得の推移を表したものである。構造的累進度はこの平均所得を10%上昇させ、変化前後の所得と税額を用いて計測している。

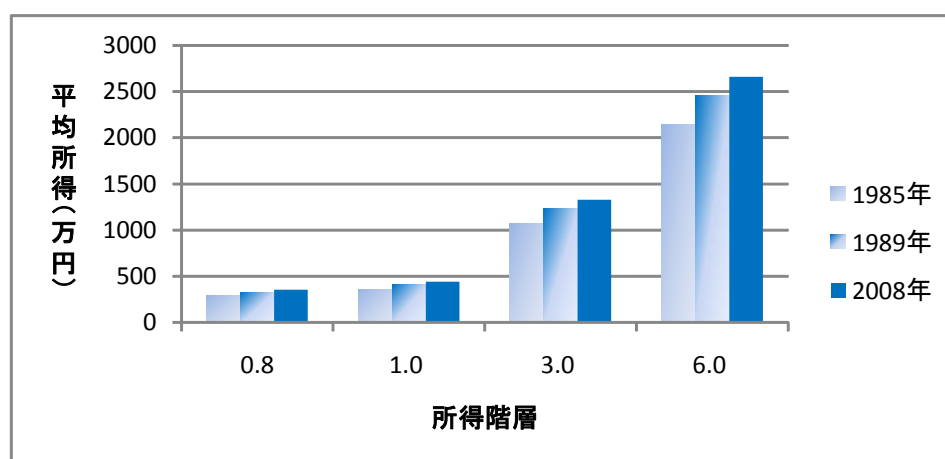


図 3-1 所得階層別の平均所得の推移

40) 林 (1995) p.23 より引用。

具体的な計算方法は第 1 章でも説明したが、次のとおりである。まず給与収入から給与所得控除を差し引くと給与所得が算出される。そして給与所得から所得控除を差し引いたものが課税所得であり、税額は、課税所得に各年の税率表を当てはめることによって算出される(所得税法第 21 条)。本稿では標準世帯とされている夫婦子 2 人(有業人員 1 人)の世帯についての計測を行っている。本稿で考慮した所得控除の内訳は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除である。社会保険料控除については、表 3-1 のように財務省が課税最低限の算出の際に用いる概算方法により計算している。

表 3-1 社会保険料控除の額の算出方法

1985～1999年		
給与収入	割合	加算額
500万円以下	7%	—
500万円超 1,000万円以下	2%	25万円
1,000万円超	—	45万円
2000年～		
900万円以下	10%	—
900万円超 1,500万円以下	4%	54万円
1,500万円超	—	114万円

出所)『財政金融統計月報(租税特集)』。

2007 年における三位一体の改革では、住民税が一律 10%となるとともに、所得税は税率表と人的控除の改正が行われた。この改革は、所得税と住民税を合わせた改革であるといえる。したがって 1985 年、1989 年とともに 2008 年の構造的累進度をみるにあたっては、所得税だけではなく、住民税も考慮して計測する必要があると考えられる。住民税には所得割と均等割があるが、ここでは一律化された所得割のみを考慮している。住民税は、所得税と同じようにして算出できるが、人的控除、税率表が異なっている。また、税額は前年の給与をもとに行っている。社会保険料控除については所得税と同様、表 3-1 により算出している。

表 3-2 は 1985 年、1989 年、2008 年の所得階級別の構造的累進度をまとめたものである。また、表 3-3 は所得割住民税を考慮した所得階級別の構造的累進度

である。さらに、数値だけではわかりにくいため、所得階級別の構造的累進度の推移をグラフで表したものが図 3-2、図 3-4、図 3-6 である。図 3-3、図 3-5、図 3-7 は所得割住民税を考慮した所得階級別の構造的累進度の推移のグラフである。

表 3-2 所得階級別の構造的累進度

1985年	平均税率累進度	税負担累進度	残余所得累進度
0.8	0.0495	5.6643	0.9449
1.0	0.0572	3.5560	0.9354
3.0	0.1424	2.2196	0.8203
6.0	0.1950	1.8231	0.7100
1989年			
0.8	0.0518	4.7471	0.9421
1.0	0.0421	2.7325	0.9524
3.0	0.1431	2.2338	0.8196
6.0	0.2037	1.9087	0.7026
2008年			
0.8	0.0256	5.6890	0.9716
1.0	0.0211	2.9798	0.9765
3.0	0.1397	2.5948	0.8299
6.0	0.1553	1.8167	0.7840

表 3-3 所得割住民税を考慮した所得階級別の構造的累進度

1985年	平均税率累進度	税負担累進度	残余所得累進度
0.8	0.0774	4.9396	0.9130
1.0	0.0956	3.5127	0.8902
3.0	0.1946	2.0492	0.7311
6.0	0.2279	1.6802	0.6031
1989年			
0.8	0.07173	4.06448	0.91901
1.0	0.09126	3.36359	0.89516
3.0	0.20119	2.10622	0.72335
6.0	0.23272	1.72938	0.60557
2008年			
0.8	0.0849	4.7504	0.9042
1.0	0.0686	2.8333	0.9214
3.0	0.1712	2.1602	0.7751
6.0	0.1731	1.6558	0.7316

まず平均税率累進度についてみていく。平均税率累進度とは所得の変化に対

する平均税率の変化の比率であり、所得が1単位増加したときに、平均税率がどの程度変化するかをみることができる。平均税率累進度が0より大きいときに累進的、0のときに比例的、0より小さいときに逆進的となる。図3-2より抜本的税制改革前の1985年と抜本的税制改革後の1989年とを比較すると、1.0の所得階層では低下しているが、他の所得階層ではあまり変化がみられないことがわかる。これは、1987年に実施された中堅サラリーマン層の負担軽減をスローガンとした税率改正の影響によるものと考えられる。また、2008年には3.0以外の所得階層で1985年よりも平均税率累進度の水準は低下している。所得割住民税を考慮した図3-3をみると、所得割住民税を考慮したほうが平均税率累進度の水準は全ての所得階層で高くなることがわかる。

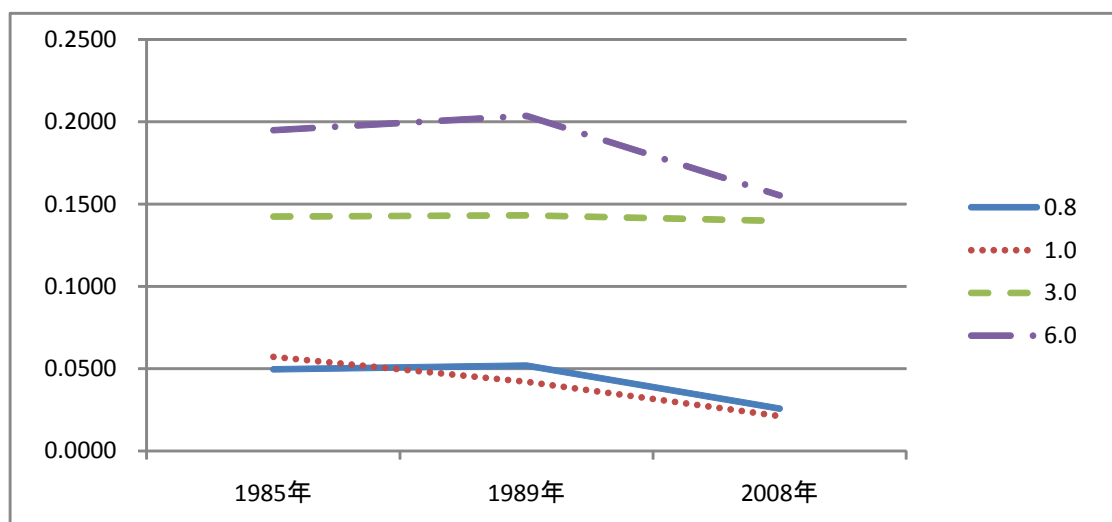


図 3-2 平均税率累進度の推移

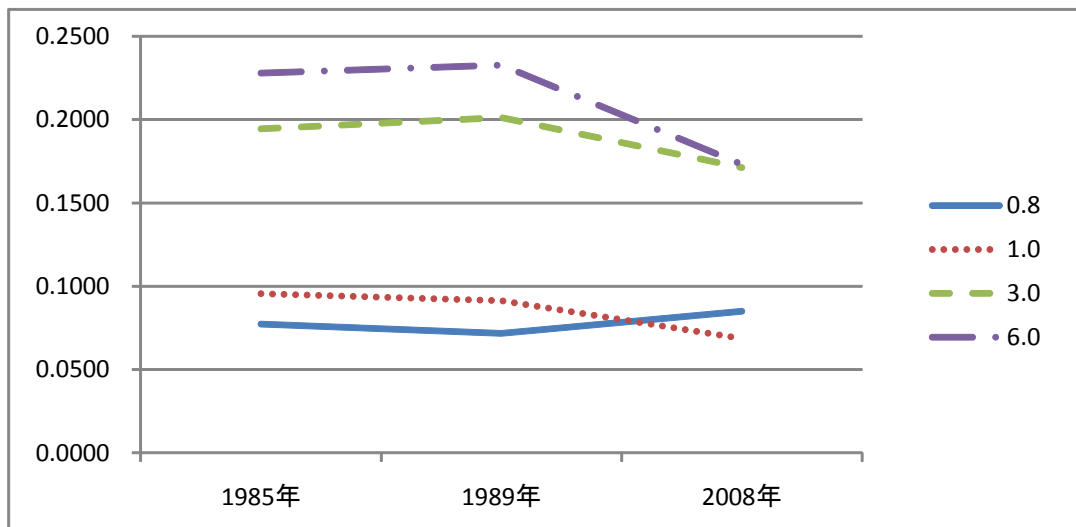


図 3-3 平均税率累進度の推移(所得割住民税を考慮)

次に税負担累進度についてみていく。税負担累進度とは、所得の変化率に対する税負担額の変化率の比率であり、所得が1%増加したときに、税負担が何%増加するのかをみることができる。税負担累進度が1より大きいときに累進的、1のときに比例的、1より小さいときに逆進的となる。図 3-4 より 1985 年と 1989 年とを比較すると、0.8 と 1.0 の所得階層において大幅に低下しているが、他の所得階層ではあまり変化がみられないことがわかる。しかし、2008 年には 0.8 の所得階層では再び 1985 年の水準に戻っている。所得割住民税を考慮した図 3-5 をみても税負担累進度の水準の変化はあまりみられない。

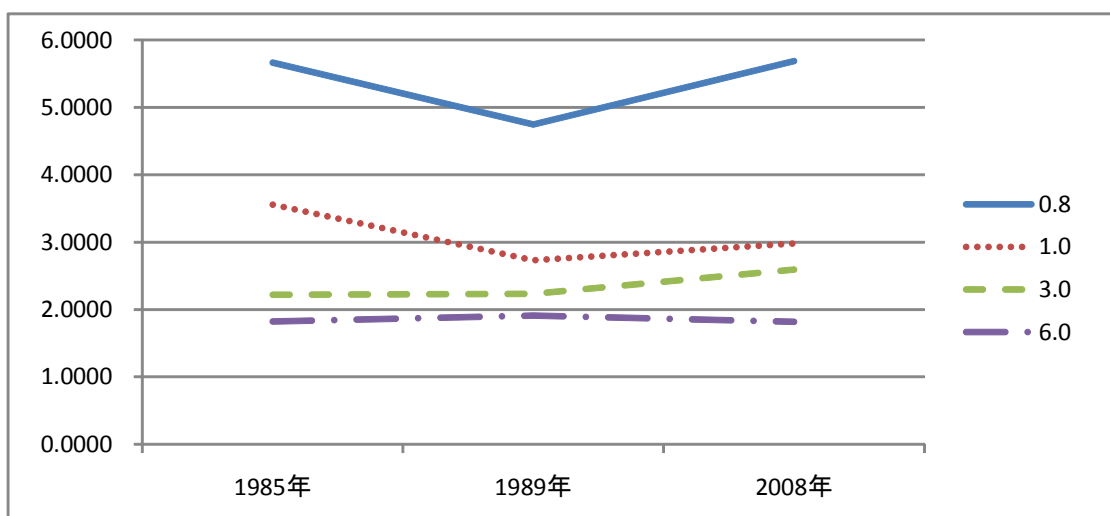


図 3-4 税負担累進度の推移

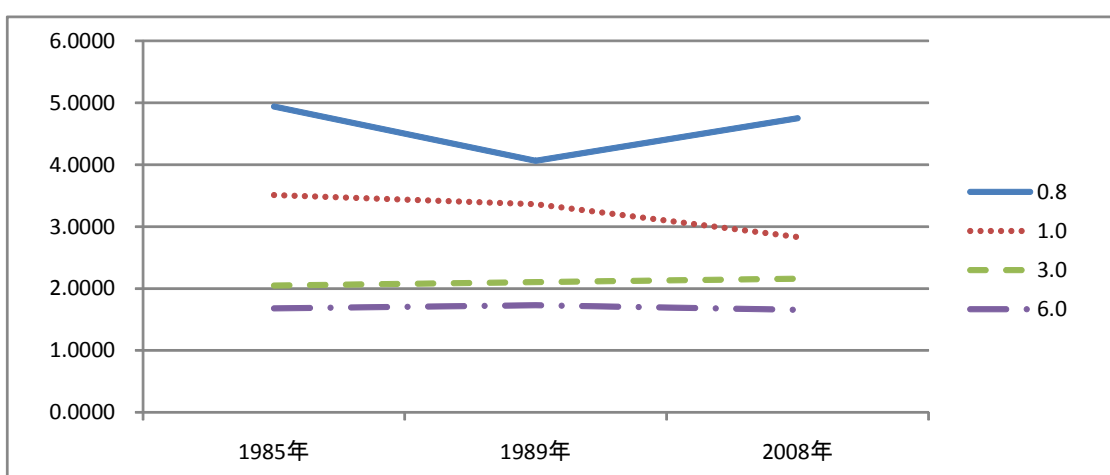


図 3-5 税負担累進度の推移(所得割住民税を考慮)

次に残余所得累進度についてみていく。残余所得累進度とは、課税前所得の変化率に対する課税後所得の変化率の比率であり、課税前所得が1%増加したときに、課税後所得が何%増加するのかをみることができる。残余所得累進度が1より小さいときに累進的、1のときに比例的、1より大きいときに逆進的となる。残余所得累進度については、どの所得階層もほぼ横ばいであるが、6.0の所得階層については1989年と2008年とを比べると累進度は低下している。高所得者層における累進度の低下は問題であると考えられる。

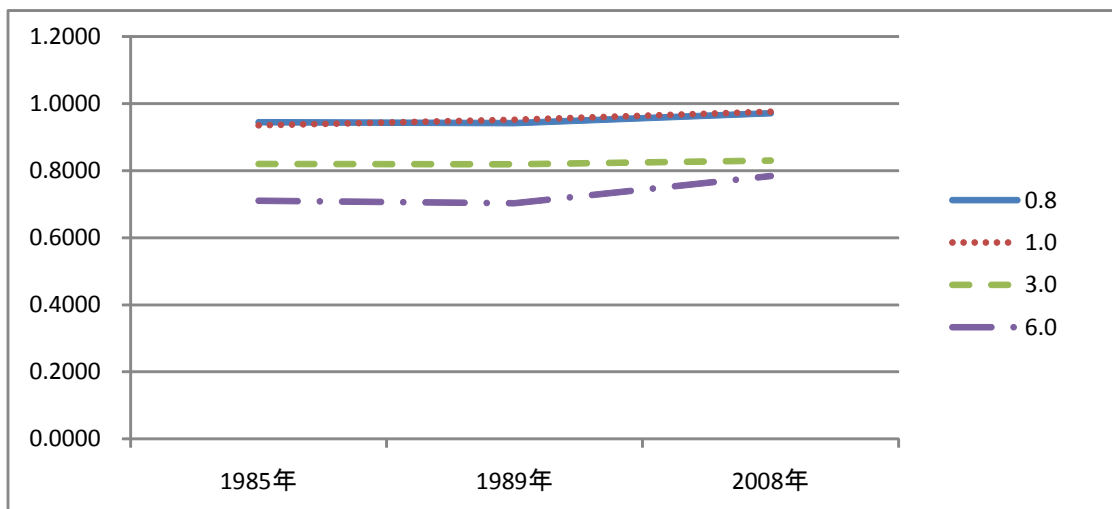


図 3-6 残余所得累進度の推移

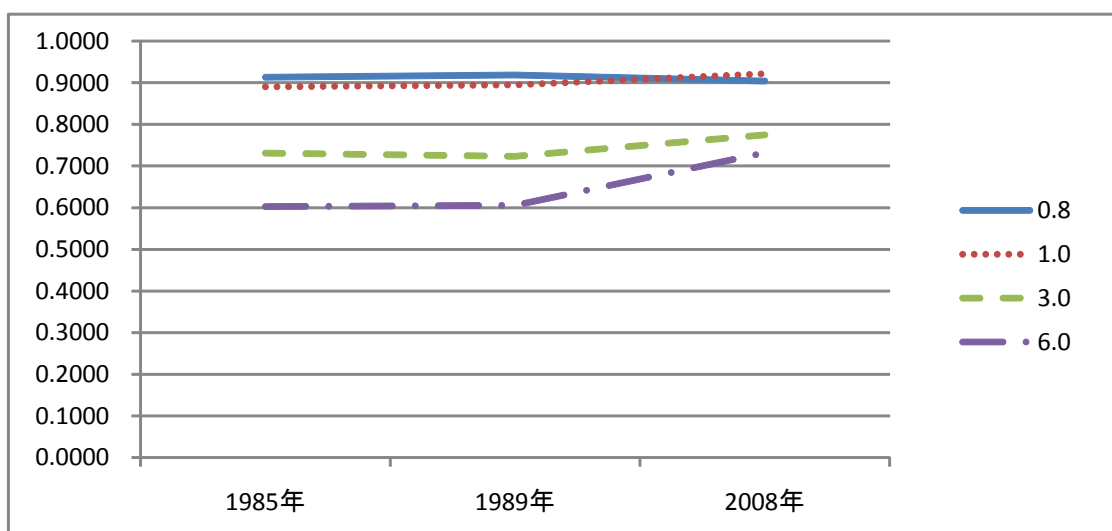


図 3-7 残余所得累進度の推移(所得割住民税を考慮)

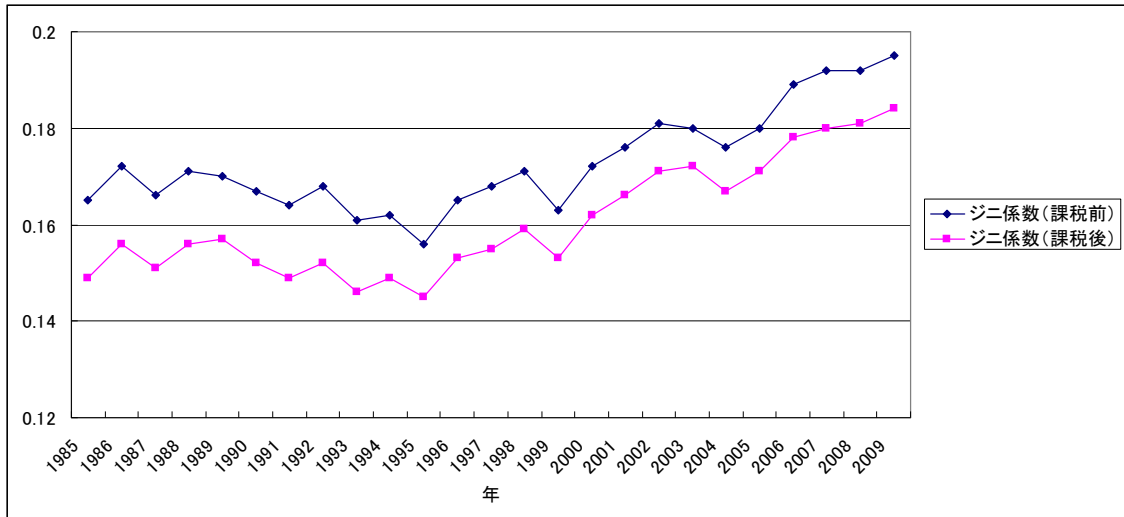
では次に分配的累進度の計測を行う。分配的累進度を計測した先行研究としては、本間・跡田（1989）、橘木・八木（1994）、橋本（2009）がある。本間・跡田（1989）は、『全国消費実態調査』（1984年）を用いて、課税前所得のジニ係数と各税制（所得税、住民税、間接税）の課税後所得のジニ係数を比較して再分配係数を計測し、中曽根改革と竹下改革による所得再分配効果への影響を分析した。その結果、中曽根改革、竹下改革は再分配効果を低下させたことを

指摘している。橋木・八木(1994)は、NEEDS-RADER『金融行動調査』(1990年)を用いて、所得税、固定資産税、資本所得税について稼得所得、帰属家賃所得、金融資産所得といった所得源泉別に税額を計算して、さらに年齢階層別に分析した。その結果、全サンプルで稼得所得の課税前ジニ係数は0.304であり、課税後ジニ係数は0.272まで下がっているとした。そして、「税による所得再分配が稼得所得においては機能しているものの、資産所得まで含めた総所得に対しては機能が大きく低下している。」としている⁴¹⁾。また、税による再分配機能は、総所得でみると40～59歳の年齢階層で最も大きくなっていることを指摘している。橋本(2009)は、『税務統計から見た申告所得税の実態』(1985年～2006年)を用いて、1985年から2006年までの累進税率表そのものの持つ累進度の推移と税務統計を利用した累進度の推移を比較した。その結果、「小泉政権下の再分配効果の低下は、税制のフラット化によるものでなく、景気拡大に伴う株価上昇などが、分離課税対象の所得の比率を高めたことによる可能性が高い。」とした⁴²⁾。

では、実際に計測をしていくこととする。図3-8は「年間収入十分位階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)の「世帯主収入」、「勤労所得税」のデータをもとに課税前と課税後のジニ係数を計測したものである。これをみると、課税前と課税後のジニ係数ともに同じような形で上昇していることがわかる。課税前と課税後ともに、直近のデータである2009年においてもっとも格差が拡大しており、1995年においてもっとも格差が小さくなっていることがわかる。

41) 橋木・八木(1994)p.45より引用。

42) 橋本(2009)p.19より引用。



出所) 1. 『家計調査年報』各年版。

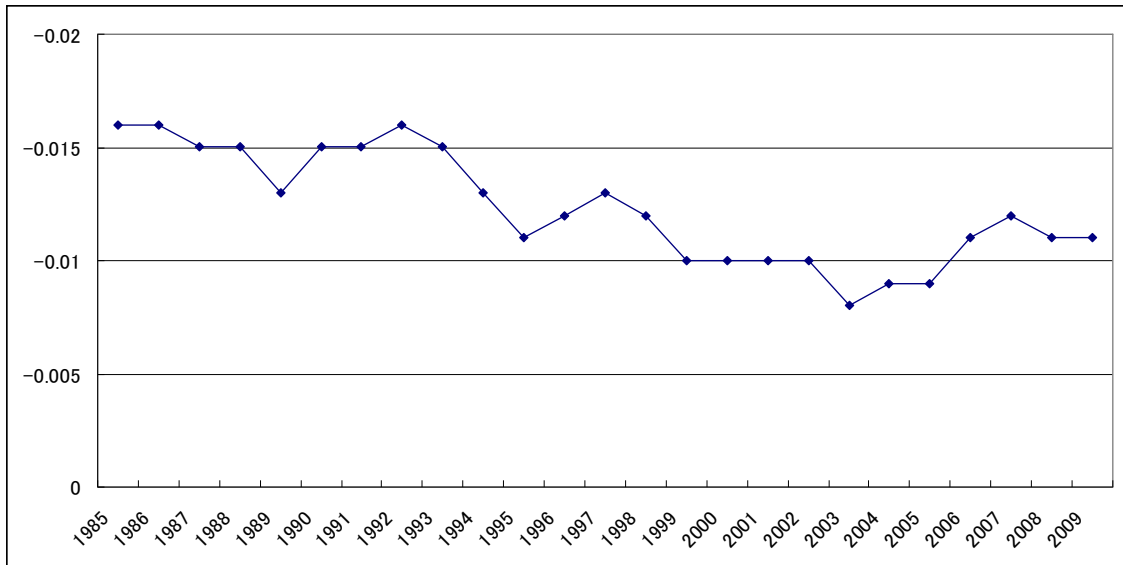
2. 所法 28 ③および所法 89 ①。

備考) 1. 「年間収入十分位階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出」(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)の「世帯主収入」、「勤労所得税」を使用している。

2. 所得を世帯人員の平方根で除すことで等価所得を算出している。

図 3-8 ジニ係数の推移(1985 年～2009 年)

また、実際に所得税の再分配効果はどのように変化しているのかを表したものが図 3-9 である。ここで示した分配的累進度は、課税後ジニ係数から課税前ジニ係数をひいたものである。この値が 0 のときに比例的、0 より小さいときに累進的、0 より大きいときに逆進的となる。このことから全体として累進度は低下してきている、すなわち再分配効果が低下してきていることがわかる。これは、1986 年の抜本的税制改革以降において、所得税の累進税率表のフラット化が実施されてきたためだと考えられる。2009 年における再分配効果は、もっとも再分配効果の低い 2003 年に比べるとやや上昇しているが、それでも 1985 年や 1986 年に比べれば低下していることが読み取れる。



出所) 1. 『家計調査年報』各年版。

2. 所法 28 ③および所法 89 ①。

備考) 1. 「年間収入十分位階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出」(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)の「世帯主収入」、「勤労所得税」を使用している。

2. 所得を世帯人員の平方根で除すことで等価所得を算出している。

3. ここでの分配的累進度は課税後ジニ係数から課税前ジニ係数をひいたものである。

図 3-9 分配的累進度の推移(1985 年～2009 年)

3.2 給与所得控除(所得税法第 28 条第 2 項および第 3 項)

前節の計測によって、やはり所得税の再分配効果は低下してきていることが明らかとなった。第 1 章および第 2 章において、現行の所得税法の問題点等について考察してきたが、やはり所得税本来が担うべき再分配効果の回復のためにも、給与所得控除や累進税率表の改正は必要であると考えられる。そこでこの節では、所得税法の改正の方向性として給与所得控除の適切な水準、給与所得控除の縮小および特定支出控除の拡大について考察する。

(1) 給与所得控除の適切な水準

まず、水準が高すぎると言われている給与所得控除の見直しについて考察する。第 2 章で考察したように、給与所得控除が必要経費の概算控除ということ

になれば、その水準は妥当なのであろうか。金子(2009)も、「給与所得控除として認めておいていい金額はどのくらいかということ、実証的に検討してみるべきではないか」としている⁴³⁾。

林(2002)は、『家計調査年報』(2000年版)のデータを用いて給与所得者の所得獲得のための経費を概算し、その結果給与所得控除の水準は10%程度が妥当であるとしている。そこで林(2002)に従い、最新のデータである『家計調査年報』(2009年版)を用いて、給与所得控除の妥当な水準を再確認してみた結果、表3-4のようになった。なお、経費項目としては、林(2002)と同様に、背広服、ワイシャツ、ネクタイ、男子用靴下、男子靴、郵便料、固定電話通信料、移動電話通信料、パーソナルコンピュータ、新聞、雑誌・週刊誌、教養的月謝、理髪料、腕時計、交際費(贈与金を含む)を取り扱っている。

表 3-4 給与所得獲得のための経費(2009年)

(単位:万円)

階級	世帯主収入	経費	比率	給与所得控除	比率
第Ⅰ分位	308.2	28.4	9.2%	110.5	35.8%
第Ⅱ分位	424.3	34.3	8.1%	138.9	32.7%
第Ⅲ分位	529.9	40.4	7.6%	160.0	30.2%
第Ⅳ分位	672.8	47.4	7.1%	187.3	27.8%
第Ⅴ分位	974.2	57.2	5.9%	217.4	22.3%

出所) 1.総務省『家計調査年報』(2009年版)。

2.所法 28 ③。

表 3-4 をみると、給与所得控除の比率が 22.3%から 35.8%の範囲であるのに対して、実際に計算した経費の比率は 5.9%から 9.2%となっていることがわかる。また、図 3-10 は経費と実際の控除額をグラフで表したものである。これを見ても、給与所得控除の水準が高すぎることは明らかである。やはり給与所得控除の妥当な水準は、10%程度であると考えられる。

43) 金子(2009)p.5 より引用。

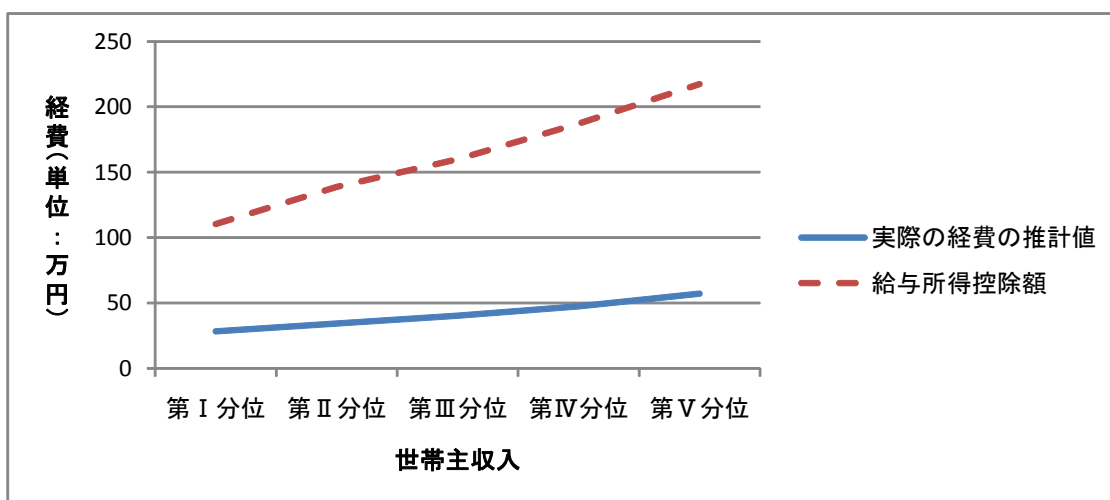


図 3-10 経費と実際の給与所得控除額

(2) 給与所得控除の縮小

では、所法 28 ③において定められている給与所得控除の縮小について考察する。まずは第 1 章で述べたように、現行の税法に従って所得階級ごとの税負担額と再分配係数を計算する。使用するデータは『税務統計から見た民間給与の実態(2008 年)』である。税額計算の手順としては、まず納税者と非納税者を合わせた給与額を給与所得者数で割ることで平均給与が求められる。本稿で考慮する所得控除は、給与所得控除、基礎控除、配偶者控除、扶養控除および社会保険料控除である。給与所得控除は現行の税法に従って計算する。税務統計には各所得控除の利用人数が給与階級別に記載されており、階級別の利用人数を階級毎の人員で割ることでその利用率がわかる。配偶者控除、扶養控除および社会保険料控除は、税法で規定されている控除額に利用率を乗じることで求められる。このように計算した所得控除を平均給与から控除することで課税所得が計算できる。この課税所得に累進税率表をあてはめることで税額が求められる。

本稿では、給与所得控除縮小の改革案として表 3-2 のように 3 ケースを想定してシミュレーションを行う。ケース 1 は給与所得控除を一律 10%とした場合について想定する。また、政府税制調査会(2010)は、「給与所得控除には上限がありませんが、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加す

るとは考えにくく、高所得者により有利な制度となっています。このため、給与所得控除に関しては、上限を設けるなどの見直しが必要です。」としている。そして、給与所得控除の上限の水準として、給与収入金額 1,500 万円(最高控除額 245 万円)を提示している。そこでケース 2 として、給与所得控除の上限をそれよりも少し低い 1,200 万円(最高控除額 230 万円)とした場合について想定する。さらにケース 3 として、ケース 1 とケース 2 を参考にして新たな改革案を提示する。

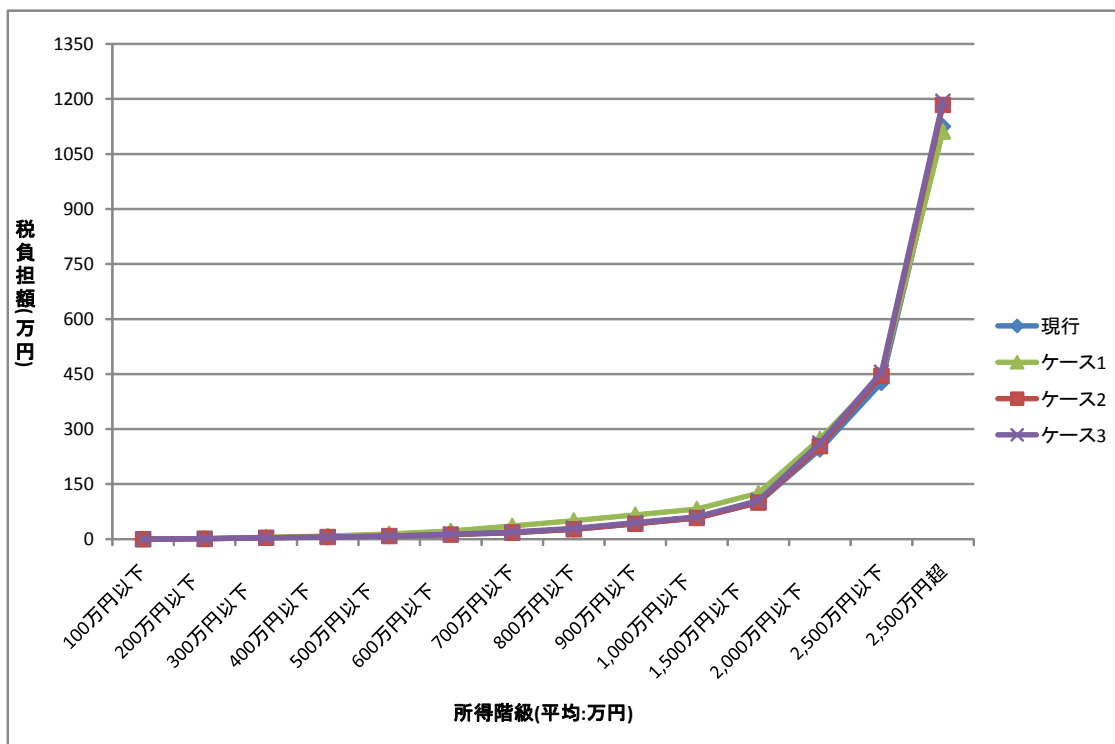
表 3-5 現行制度と改革案

現行制度(2010年税制)		ケース1	ケース2	ケース3		
累進税率表		累進税率表	累進税率表	累進税率表		
195万円以下	5%	現行制度と同じ	現行制度と同じ	現行制度と同じ		
195万円を超える金額	10%					
330 "	20%					
695 "	23%					
900 "	33%					
1,800 "	40%					
(6段階)						
給与所得控除		給与所得控除	給与所得控除	給与所得控除		
180万円まで	40%	一律10%	180万円まで	40%	180万円まで	40%
360 "	30%		360 "	30%	360 "	30%
660 "	20%		660 "	20%	660 "	15%
1,000 "	10%		1,000 "	10%	1,000 "	10%
1,000万円超	5%		1,000万円超	5%	1,000万円超	0%
最低控除額65万円			最低控除額65万円	最低控除額65万円 最高控除額230万円	最低控除額65万円 最高控除額205万円	

出所)所法 28 ③および所法 89 ①。

上記の計算方法でそれぞれのケースについて税負担額を計算した結果、図 3-11 および表 3-6 のようになった。まず、ケース 1 のように給与所得控除を一律 10%とすると、300 万円以下の所得階級において税負担が増加している。妥当な水準とはいえ、低所得者層における増税は再分配効果を弱めてしまう。また、800 万円以下から 2,000 万円以下の所得階級の増税額が、2,500 万円以下の所得階級の増税額よりも多くなっていることは問題である。次にケース 2 のように、給与所得控除の上限を 1,200 万円(最高控除額 230 万円)とすると、2,000 万円以下の所得階級において税負担が増加している。しかし、本稿ではもう少し下の所得階級においても増税の余地はあると考えた。そこでケース 3 として、

給与所得控除について、給与収入金額が 660 万円までを 20%から 15%に変更し、最高控除額を 205 万円とした独自案を提案する。これをみると、600 万円以下の所得階級から税負担が増加していることがわかる。



出所) 1. 『税務統計から見た民間給与の実態(2008年)』。

2. 所法 28 ③および所法 89 ①。

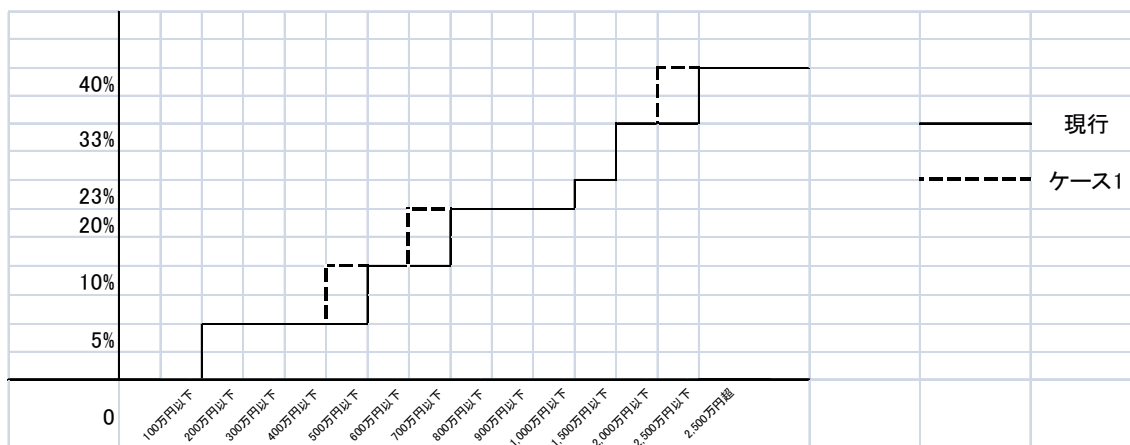
図 3-11 所得階級別の税負担額(単位: 万円)

表 3-6 限界税率と税負担の増加額

所得階級	現行制度の 税額(万円)	ケース1の 税額(万円)	増加額(万円)	ケース2の 税額(万円)	増加額(万円)	ケース3の 税額(万円)	増加額(万円)
100万円以下	0[なし]	0[なし]	0	0[なし]	0	0[なし]	0
200万円以下	0.8[5%]	0.8[5%]	0	0.8[5%]	0	0.8[5%]	0
300万円以下	3[5%]	5[5%]	2	3[5%]	0	3[5%]	0
400万円以下	5[5%]	8[5%]	3	5[5%]	0	5[5%]	0
500万円以下	8[5%]	14[10%]	6	8[5%]	0	8[5%]	0
600万円以下	12[10%]	22[10%]	10	12[10%]	0	13[10%]	1
700万円以下	17[10%]	36[20%]	19	17[10%]	0	19[10%]	2
800万円以下	26[20%]	50[20%]	24	26[20%]	0	29[20%]	3
900万円以下	42[20%]	66[20%]	24	42[20%]	0	45[20%]	3
1,000万円以下	57[20%]	81[20%]	24	57[20%]	0	60[20%]	3
1,500万円以下	99[23%]	125[23%]	26	99[23%]	0	105[23%]	6
2,000万円以下	245[33%]	272[33%]	27	253[33%]	8	261[33%]	16
2,500万円以下	426[33%]	446[40%]	20	445[40%]	19	455[40%]	29
2,500万円超	1,125[40%]	1,111[40%]	58	1,183[40%]	58	1,193[40%]	68

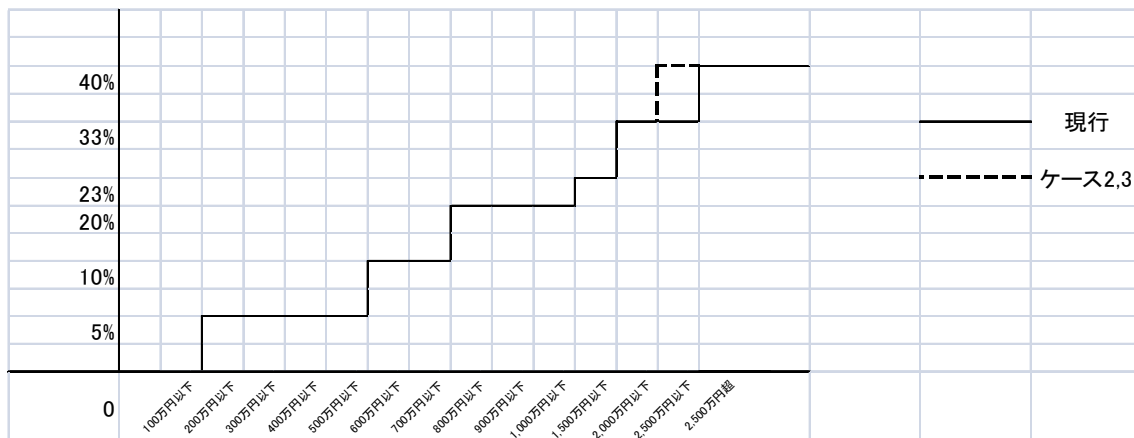
出所) 所法 28 ③ および 所法 89 ①。

また、現行とケース 1 の限界税率の推移をグラフで表したものが図 3-12 である。これをみると 500 万円以下、700 万円以下および 2,500 万円以下の所得階級について限界税率が変更されていることがわかる。ケース 2 およびケース 3 については、図 3-13 より 2,500 万円以下の所得階級についてのみ限界税率が変更されていることが読み取れる。



出所) 所法 28 ③ および 所法 89 ①。

図 3-12 現行とケース 1 の限界税率の推移



出所) 所法 28 ③ および 所法 89 ①。

図 3-13 現行とケース 2 およびケース 3 の限界税率の推移

では次に、それぞれのケースについて、課税前所得および課税前所得から上記で計算した税負担額を控除することによって求められる課税後所得を用いて、ジニ係数と再分配係数を計測する⁴⁴⁾。また、税収および増収額についても計算している。税収は、所得階級別平均税額に人員を乗じて計算した所得階級別税収額を合計してモデル上の税収額を推計し、調整係数を用いて算出している⁴⁵⁾。その結果、表 3-7 のようになった。

表 3-7 現行と改革案の再分配効果と税収

	課税前ジニ係数	課税後ジニ係数	再分配係数	税収	増収額
現行	0.361	0.345	0.044	9.89兆円	—
ケース1	0.361	0.343	0.050	12.77兆円	2.88兆円
ケース2	0.361	0.345	0.044	10.03兆円	0.14兆円
ケース3	0.361	0.344	0.047	10.46兆円	0.57兆円

出所) 所法 28 ③ および 所法 89 ①。

44) それぞれのケースについての比較を容易にするため、ここで求める再分配係数は、(課税前ジニ係数 - 課税後ジニ係数) / 課税前ジニ係数とする。

45) 先行研究としては、橋本・呉(2009)がある。

まず現行制度(2008年)では課税前ジニ係数が0.361、課税後ジニ係数が0.345となり、再分配係数は0.044となった。なお、現行制度の税収は9.89兆円である。ケース1では、課税後ジニ係数は0.343となり、再分配係数は0.050となった。税収については12.77兆円となり、2.88兆円の増収となった。やはり、低所得者層にも増税されているので、再分配係数の増加の割には、増収額が過大なものとなっている。ケース2では、課税後ジニ係数および再分配係数が現行と変わらないのにもかかわらず、税収については10.03兆円となり、0.14兆円の増収となった。ケース3では、課税後ジニ係数は0.344となり、再分配係数は0.047となった。税収については10.46兆円となり、0.57兆円の増収となった。ケース1およびケース2に比べれば妥当な計測であるとは思われるが、再分配効果の強化はあまりできていないように思われる。

(3) 特定支出控除(所得税法第57条の2⁴⁶⁾)の拡大

給与所得控除を縮小するとともに、特定支出控除の対象範囲を拡大し、実額控除の選択肢の幅を広げるべきであると考えられる。特定支出控除を適用した確定申告書の提出状況は、特定支出控除が創設された1988年には最も多い16人であったが、2009年においては9人となっている。大嶋訴訟をきっかけに、給与所得者に実額控除の選択肢が与えられたことは、評価すべきことであるが、この利用状況ではこの制度はあまり機能してないのではないであろうか。小池(2008)も、「大嶋訴訟の影響により、特定支出の控除という実額控除の道が開けたが、実質的には利用者はほとんど存在せず、この制度は、形骸化していることを真摯に受け止めるべきであろう。」としている⁴⁷⁾。また、宮口(1998)は、

46) 所得税法第57条の2第2項第3号に規定する「職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修」の該当の是非についての審査請求がある。そこで「受講する研修」とは、「第三者が自己の有する技術又は知識を不特定多数の者に習得させることを目的として開設されている講座等において、その第三者から訓練又は講習を受けることにより、その技術又は知識を習得する、いわば受動的立場での研修」であるとされた。したがって審査請求人(K大学工学部の助教授)が主張した環境工学に関する研究のための私費留学費用は、これに該当しないものとされ棄却された。

47) 小池(2008)p.48より引用。

「特定支出控除の内容を拡大拡充して、一般的な水準の給与所得者であっても申告納税の選択が可能となるように環境整備することによって、給与所得者が自己の所得を申告納税することによって、税に対する正しい知識と認識を持つような制度を構築する方向で検討すべきである。」としている⁴⁸⁾。さらに金子(2007)は、給与所得控除の半額と特定支出の額とを比較すれば、特定支出控除をする人の数はもっと増えるのではないかと提案している。政府税制調査会(2010)も、「給与所得控除の見直しと併せ、特定支出控除の対象範囲を拡大することにより、給与所得者にとって使いやすい制度にすることを検討します。」としている。そして、給与所得控除を「勤務費用の概算控除」部分と「他の所得との負担調整」部分にきっちり半分に分け、「勤務費用の概算控除」部分と特定支出とを比較することを提案している。給与所得控除の「他の所得との負担調整」としての性格について、政府税制調査会(2000)ではその必要性は薄れてきているとしていたが、ここにきて再度考慮されているといえる。高額な役員給与等に係る給与所得控除の見直しも検討されているが、これも「他の所得との負担調整」としての性格を考慮するものであると考えられる。このことから、やはり給与所得控除の性格は現在においてもまだ曖昧であるということがわかる。むしろその曖昧さゆえにも第一に見直すべき項目であるといえる。改革をするにあたって、やはり今一度給与所得控除の性格についてしっかりと議論する必要があるのではないだろうか。格差是正のためには給与所得控除の改正は必要であるが、確実な根拠をもって改革案を提示するべきではないだろうか。

3.3 税率表(所得税法第 89 条第 1 項)

第 1 章で税率表の問題点について触れたが、この節では所法 89 ①において定められている税率表の強化について考察する。なお、シミュレーションの手順は前節と同様に行う。本稿では税率表強化の改革案として表 3-8 のように 3 ケースを想定してシミュレーションを行う。ケース 4 は、単純に最高税率の 40%

48) 宮口(1998)pp.56-57 より引用。

から 50%への引き上げのみを想定する。これは課税所得が 1,800 万円を超える金額の者の限界税率の引き上げとなる。ケース 5 は、課税所得が 695 万円を超える金額の者の限界税率を 23%から 30%に、課税所得が 900 万円を超える金額の者の限界税率を 33%から 40%に、課税所得が 1,800 万円を超える金額の者の限界税率を 40%から 50%にそれぞれ変更する。また、前節で給与所得控除を縮小した場合のシミュレーションを行ったが、それだけでは再分配効果の強化はあまり望めないことがわかった。そこでケース 6 として、独自案であるケース 3 とケース 5 とを組み合わせた税制についてのシミュレーションを行うこととする。

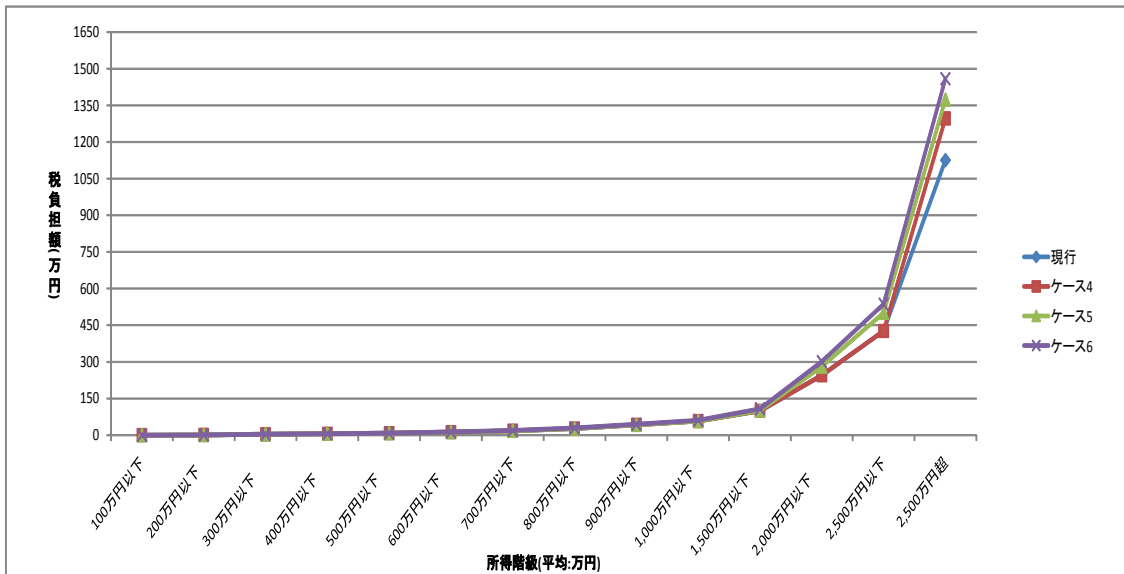
表 3-8 現行制度と改革案

現行制度(2010年税制)		ケース4		ケース5		ケース6	
累進税率表		累進税率表		累進税率表		累進税率表	
195万円以下	5%	195万円以下	5%	195万円以下	5%	195万円以下	5%
195万円を超える金額	10%	195万円を超える金額	10%	195万円を超える金額	10%	195万円を超える金額	10%
330	20%	330	20%	330	20%	330	20%
695	23%	695	23%	695	30%	695	30%
900	33%	900	33%	900	40%	900	40%
1,800	40%	1,800	50%	1,800	50%	1,800	50%
(6段階)		(6段階)		(6段階)		(6段階)	
給与所得控除		給与所得控除		給与所得控除		給与所得控除	
180万円まで	40%	現行制度と同じ	現行制度と同じ	180万円まで	40%	180万円まで	40%
360	30%			360	30%	360	30%
660	20%			660	15%	660	15%
1,000	10%			1,000	10%	1,000	10%
1,000万円超	5%			1,000万円超	0%	1,000万円超	0%
最低控除額65万円						最低控除額65万円 最高控除額205万円	

出所) 所法 28 ③および所法 89 ①

上記の計算方法でそれぞれのケースについて税負担額を計算した結果、図 3-14 および表 3-9 のようになった。ケース 4 は最高税率のみの引き上げであり、2,500 万円超の所得階級だけが税負担額が増加している。税負担額は 1,125 万円から 1,296 万円となり、171 万円の増加となっている。次にケース 5 の累進税率表を適用した結果、現行制度と比較すると表 3-6 をみてわかるように、1,500 万円以下の所得階級以降について税負担額が増加している。また、1,500 万円以下の所得階級以降について限界税率が変更されていることが読み取れる。最後に独自案であるケース 3 とケース 5 とを組み合わせたケース 6 をみると、600 万円以下の所得階級以降で税負担が増加していることがわかる。ケース 5 と比

べると、2,000 万円以下の所得階級以降で税負担が大幅に増加しており、再分配効果の強化が望めそうである。また、2,500 万円以下の所得階級において最高税率 50%が適用されることとなる。



出所) 1. 『税務統計から見た民間給与の実態(2008年)』。

2. 所法 28 ③および所法 89 ①。

図 3-14 所得階級別の税負担額(単位：万円)

表 3-9 限界税率と税負担の増加額

所得階級	現行制度の 税額(万円)	ケース4の 税額(万円)	増加額(万円)	ケース5の 税額(万円)	増加額(万円)	ケース6の 税額(万円)	増加額(万円)
100万円以下	0[なし]	0[なし]	0	0[なし]	0	0[なし]	0
200万円以下	0.8[5%]	0.8[5%]	0	0.8[5%]	0	0.8[5%]	0
300万円以下	3[5%]	3[5%]	0	3[5%]	0	3[5%]	0
400万円以下	5[5%]	5[5%]	0	5[5%]	0	5[5%]	0
500万円以下	8[5%]	8[5%]	0	8[5%]	0	8[5%]	0
600万円以下	12[10%]	12[10%]	0	12[10%]	0	13[10%]	1
700万円以下	17[10%]	17[10%]	0	17[10%]	0	19[10%]	2
800万円以下	26[20%]	26[20%]	0	26[20%]	0	29[20%]	3
900万円以下	42[20%]	42[20%]	0	42[20%]	0	45[20%]	3
1,000万円以下	57[20%]	57[20%]	0	57[20%]	0	60[20%]	3
1,500万円以下	99[23%]	99[23%]	0	100[30%]	1	107[30%]	8
2,000万円以下	245[33%]	245[33%]	0	280[40%]	35	301[40%]	56
2,500万円以下	426[33%]	426[33%]	0	500[40%]	74	536[50%]	110
2,500万円超	1,125[40%]	1,296[50%]	171	1,374[50%]	249	1,459[50%]	334

出所) 所法 28 ③および所法 89 ①。

次に表 3-10 をみると、まずケース 4 では、課税後ジニ係数は 0.344 となり、

再分配係数は 0.047 となった。税金については 10.15 兆円となり、0.26 兆円の増収となった。ケース 5 の課税後ジニ係数は 0.343 となり、再分配係数は 0.050 となった。税金については 10.52 兆円となり、0.63 兆円の増収となった。これらと比較すると、ケース 4 のように最高税率を引き上げるだけでは、適用される人数も少なく、再分配効果の強化はあまり望めないと考えられ、ケース 5 のほうがよいと思われる。さらにケース 6 では、課税後ジニ係数は 0.342 となり、再分配係数は 0.053 となった。税金については 11.18 兆円となり、1.29 兆円の増収となった。やはり税金の増収はやむを得ないが、高所得者層の税負担を大きく推計したケース 6 はもっとも再分配効果が強化されたといえる。

表 3-10 現行と改革案の再分配効果と税金

	課税前ジニ係数	課税後ジニ係数	再分配係数	税金	増収額
現行	0.361	0.345	0.044	9.89兆円	—
ケース4	0.361	0.344	0.047	10.15兆円	0.26兆円
ケース5	0.361	0.343	0.050	10.52兆円	0.63兆円
ケース6	0.361	0.342	0.053	11.18兆円	1.29兆円

出所) 所法 28 ③および所法 89 ①。

以上をまとめると、まず給与所得控除については、給与所得控除を一律 10% とするには無理があると思われる。給与所得控除の水準が高いという事実を踏まえた上で、上限を設けることを前提に、ケース 3 のように徐々に縮小していくことが必要であると考えられる。また、特定支出控除については、政府税制調査会(2010)において、給与所得控除の半額と特定支出額とを比較すべきだとされている。特定支出控除を使い易くするためとはいえ、このように給与所得控除を半分に分けるためには、給与所得控除の性格について今一度議論する必要があるだろう。さらに特定支出控除の範囲の拡大も検討することで、今後特定支出控除の規定が充実し、確定申告をする給与所得者が増えることを期待する。また、税率表については、最高税率だけを上げるのではなく、ケース 5 のような引き上げが望ましいと考える。ケース 6 のように、給与所得控除の縮小と税率表の強化を併用すれば、再分配効果はさらに強化されることとなる。

おわりに

本稿では格差社会における所得税法のあり方について考察した。現行の所得税法の問題点を指摘して、給与所得控除(所得税法第 28 条第 3 項)と税率表(現行所得税法第 89 条第 1 項)の改革に重点を置いて議論した。そして再分配効果を強化するために、給与所得控除の妥当な水準を計測し、給与所得控除縮小と税率表強化のシミュレーションを行った。

まず第 1 章では現行の所得税法の現状と問題点について把握した。わが国の所得税制の問題点として、日本の課税最低限は過大に評価されていることや、給与所得控除の意義が明確でないこと、税率表につき長年最高税率の引き下げや緩和が行われてきたこと等がわかった。

第 2 章では、給与所得控除(現行所得税法第 28 条第 2 項および第 3 項)の議論をするにあたって、必要不可欠である大嶋訴訟(最高裁大法廷昭和 60 年 3 月 27 日判決)を例に挙げて、税法的見地から給与所得控除の取り扱いについて考察した。大嶋訴訟において、給与所得控除の性格は、①給与所得に係る必要経費の概算的控除、②給与所得が資産所得や事業所得に比べて担税力に乏しいことを調整するもの、③給与所得は他の所得に比べて捕捉率が高いことを調整するもの、④給与所得は源泉徴収により、申告納税の場合に比べ早期に所得税を納付することになるからその間の金利を調整するもの、の 4 つであることが明らかになった。そしてこの 4 つの性格について考察した結果、①給与所得に係る必要経費の概算的控除の性格が実質的な意味をもっていると考えた。

第 3 章では、実際に再分配効果の低下を計測し、給与所得控除や税率表の改革の必要性を明らかにした。そして、第 1 章、第 2 章の議論をふまえて所得税法の改正の方向性について考察した。具体的には、給与所得控除の縮小や税率表を強化した場合について、計量的な分析を行った。その結果、給与所得控除については、給与所得控除を、妥当な水準として計測した一律 10%とするのには無理があると思われた。給与所得控除の水準が高いという事実を踏まえた上で、上限を設けることを前提に、中高所得者層の給与所得控除の引き下げを行う等、徐々に縮小していくことが必要である。また、特定支出控除については、政府税制調査会(2010)において、給与所得控除の半額と特定支出額とを比較すべきだとされている。特定支出控除を使い易くするためとはいえ、このよう

に給与所得控除を半分に分けるためには、給与所得控除の性格について今一度議論する必要があるだろう。さらに特定支出控除の範囲の拡大も検討することで、今後特定支出控除の規定が充実し、確定申告をする給与所得者が増えることを期待する。また、税率表については、最高税率だけを引き上げるのではなく、段階的な税率の引き上げが望ましいと考えた。格差社会において、給与所得控除の縮小と累進税率表の強化を併用すれば、再分配効果はさらに強化されることとなるだろう。

【補論】

(1) 構造的累進度 (Musgrave and Thin (1948))

構造的累進度指標とは、所得階層間の平均税率の違いや、税負担の増加割合と所得の増加割合の違いなどに着目した、所得税制の構造的要因による、所得の異なった者の間での累進度を計測する指標である。この指標では、低所得者、中堅所得者、高所得者のそれぞれについて所得税がどの程度の累進度を持っているかをみることができる。具体的には「平均税率累進度 (ARP: Average Rate Progression)」、「税負担累進度 (TLP: Tax Liability Progression)」、「残余所得累進度 (RIP: Residual Income Progression)」、「限界税率累進度 (MRP: Marginal Rate Progression)」の4つの尺度が示されている。

平均税率累進度 (ARP) とは、所得の変化に対する平均税率の変化の比率であり、所得が1単位増加したときに、平均税率がどの程度変化するかをみることができる。所得が Y_0 のときの税負担額を T_0 、所得が Y_1 のときの税負担額を T_1 、 $Y_1 > Y_0$ とすると、平均税率累進度は次のように定義される。

$$ARP = \frac{T_1/Y_1 - T_0/Y_0}{Y_1 - Y_0} \quad (1)$$

この式の値が0より大きいときに累進的、0のときに比例的、0より小さいときに逆進的となる。

税負担累進度 (TLP) とは、所得の変化率に対する税負担額の変化率の比率であり、所得が1%増加したときに、税負担が何%増加するかをみることができる。税負担累進度は次のように定義される。

$$TLP = \frac{(T_1 - T_0)/T_0}{(Y_1 - Y_0)/Y_0} \quad (2)$$

この式の値が1より大きいときに累進的、1のときに比例的、1より小さいと

きに逆進的となる。

残余所得累進度 (RIP) とは、課税前所得の変化率に対する課税後所得の変化率の比率であり、課税前所得が 1% 増加したときに、課税後所得が何% 増加するのかをみることができる。残余所得累進度は次のように定義される。

$$RIP = \frac{\{(Y_1 - T_1) - (Y_0 - T_0)\} / (Y_0 - T_0)}{(Y_1 - Y_0) / Y_0} \quad (3)$$

この式の値が 1 より小さいときに累進的、1 のときに比例的、1 より大きいときに逆進的となる。

限界税率累進度 (MRP) とは、所得の変化に対する限界税率の変化の比率であり、所得が 1 単位増加したときに、限界税率がどの程度変化するのかをみることができる。限界税率累進度は次のように定義される。

$$MRP = \frac{(T_2 - T_1) / (Y_2 - Y_1) - (T_1 - T_0) / (Y_1 - Y_0)}{Y_2 - Y_1} \quad (4)$$

この式が 0 より大きいときに累進的、0 のときに比例的、0 より小さいときに逆進的となる。しかし、この指標は後に Musgrave and Thin (1980) の中で省かれている。また、藤田 (1992) も「限界税率が逡減的であっても平均税率は増大していくケースがあり得るので、この指標は感心しない。」としている⁴⁹⁾。したがって本稿でも限界税率累進度の計測は行っていない。

(2) 分配的累進度

分配的累進度は、ある年の所得税負担構造全体の累進度を測定するものであり、異時点間の再分配効果の違いを比較することができる。分配的累進度指標としては、課税前と課税後の不平等度尺度の変化率で表される再分配係数が一

49) 藤田 (1992) p.155 より引用。

一般的に用いられている。再分配係数を求めるに当たって使用する不平等尺度として、最もポピュラーなものであるジニ係数は、所得分布全体の不平等度を測る指標である。ジニ係数は Gini(1912)によって提案された尺度であり、次のように定義される。

$$G(x) = \frac{1}{2n^2\mu} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n |x_i - x_j| \quad (5)$$

n は総分位数、 μ は総平均所得、 x_i は第 i 分位階級の平均所得、 x_j は第 j 分位階級の平均所得を表しており、 $x_i < x_j$ である。ジニ係数の値は 0 から 1 の間の値をとり、0 のときに完全平等、1 のときに完全不平等となる。また、ジニ係数の算出方法は、弓形の曲線を用いて説明することができる。縦軸に累積所得の百分比、横軸に累積人員の百分比をとるとき、対角線は分配の完全平等を示し、現実の分配は対角線を弦とする弓形の曲線で示される。これをローレンツ曲線といい、ジニ係数はローレンツ曲線と対角線で囲まれた部分の面積と対角線下の三角形の面積の比となる。ジニ係数は、累積人員、累積所得を 1 で基準化して描かれたローレンツ曲線と、その対角線に囲まれた面積の 2 倍の値となっており、0 に近づくほど平等、1 に近づくほど不平等となる。

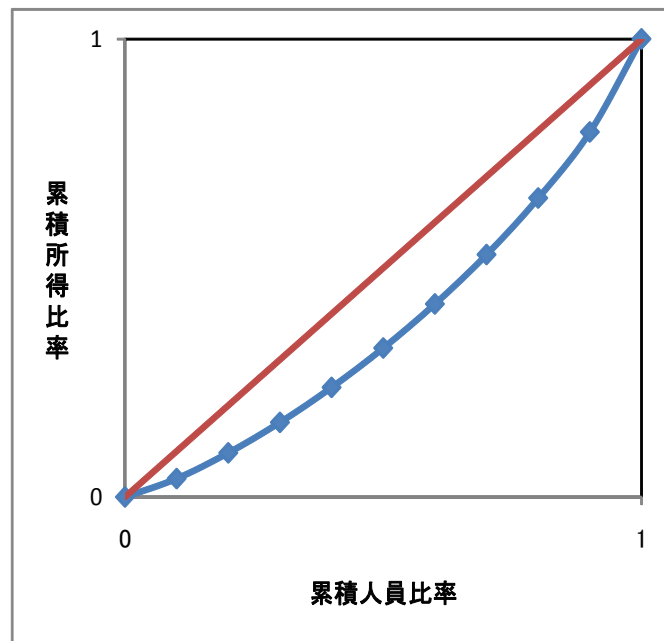


図 ジニ係数とローレンツ曲線

ジニ係数は先行研究でもよく使われており、先行研究との比較が容易だが、課税前後の所得分布においてローレンツ曲線が交差し、ジニ係数が同じ値になってしまう場合には使用できないという欠点がある。本稿では、先行研究との比較がしやすいことを考慮して、不平等度尺度として最も一般的なものであるジニ係数を用いることとする。

G_b を課税前のジニ係数、 G_a を課税後のジニ係数とすると、ジニ係数にもとづいて算出される再分配係数は次のように定義される。なお、次式を INDEX1 とする。

$$INDEX\ 1 = \frac{G_b - G_a}{G_b} \quad (6)$$

これは課税前後での不平等度の変化率を表しており、Pechman-Okner(1980)によって示されたものである。この式の値が 0 より小さいときに累進的、0 のときに比例的、0 より大きいときに逆進的となる。

また、課税前後での平等度の変化率を表した指標は次のように定義される。なお、次式を INDEX2 とする。

$$INDEX2 = \frac{1 - G_a}{1 - G_b} \quad (7)$$

この式の値が 1 より大きいときに累進的、 $G_b = G_a$ で 1 に等しいときに比例的、1 より小さいときに逆進的となる。

さらに Reynolds-Smolensky (1977) が示した課税前後での不平等度の絶対的な変化をみる指標は次のように定義される。なお、次式を INDEX3 とする。

$$INDEX3 = G_a - G_b \quad (8)$$

この式の値が 0 より小さいときに累進的、0 のときに比例的、0 より大きいときに逆進的となる。

これら 3 つの指標は林 (1995) でも説明されており、林 (1995) は課税前の所得の分配として 1990 年の『税務統計から見た民間給与の実態』(1 年超勤務者) のデータを用いて、三つの異なった形状の租税関数を利用して税制と累進度の関係を見た。その結果、異時点間での税制全体の累進度の比較において、所得の分配状況と所得税制の両方に変化がある場合には、課税前と課税後の不平等度の絶対的な変化を見る指標が最も適切であるとした。したがって本稿では INDEX3 について計測を行っている。

【参考文献】

- 青木昌彦(1979)『分配理論』筑摩書房.
- 跡田直澄・橋本恭之・前川聡子・吉田有里(1999)「日本の所得課税を振り返る」『フィナンシャル・レビュー』第50号
- 阿部徳幸(2008)「人的控除と給与所得控除のあり方--税調「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」を題材に」『税制研究』第53号,pp.65-72.
- 新井隆一(1967)『税法の原理と解釈』早稲田大学出版部,p.99.
- 石弘光(1979)『租税政策の効果』東洋経済新報社.
- 泉徳治(1986)「1.租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別と憲法14条1項適合性の判断 2.所得税法(昭和40年法律第33号による改正前のもの)9条1項5号と憲法14条1項(最判昭和60.3.27)」『法曹時報』38巻5号,pp.1281-1312.
- 碓井光明(1974)『判例評論』189号,p.22.
- 碓井光明(1975)「給与所得課税と平等原則—サラリーマン税金訴訟—」『ジュリスト』590号,pp.9-11.
- 碓井光明(2000)「所得税の不平等—サラリーマン税金訴訟」『憲法判例百選(第4版)』pp.72-73.
- 呉善充(2009)「税制の再分配効果について」『千里山経済学』第42巻第1号.
- 小塩隆士(2006)「所得格差の推移と再分配政策の効果」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配』第1章所収,東京大学出版会.
- 大竹文雄(2000)「90年代の所得格差」『日本労働研究雑誌』480号.
- 大竹文雄(2003)「所得格差の拡大はあったのか」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編著『日本の所得格差と社会階層』第一章所収、日本評論社.
- 大竹文雄(2005)『日本の不平等』日本経済新聞社.
- 太田清(2006)『日本の所得再分配—国際比較でみたその特徴』ESRI Discussion Paper Series No.171.
- 大野吉輝(1972)「社会配当金と負の所得税」『大阪府立大学経済研究』第17巻第3号.
- 貝塚啓明(2005)「税制改革・社会保障改革と所得再分配政策」『フィナンシャル・レビュー』.

貝塚啓明・新飯田宏（1965）「税制の所得再分配効果」 舘龍一郎・渡辺経彦
著『経済成長と財政金融』第2章所収，岩波書店。

金子宏（1985）『判例評論』332号,p.2.

金子宏（1986）「租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別と憲法14条1項適合性の判断--給与所得の金額につき必要経費の実額控除を認めないことは憲法14条1項に反するか（最判昭和60.3.27）」『判例時報』No.1201,pp.164-170.

金子宏（2005）『租税判例百選〈第4版〉』p.4.

金子宏（2006）「給与所得と課税--沿革と問題点（人的役務と所得税）」『日税研論集』No.57,pp.3-39.

金子宏（2007）「講演録 大嶋訴訟について--給与所得課税のあり方」『税大ジャーナル』No.5,pp.1-21.

金子宏（2009）「所得税の構造上の問題点の検討と所得税制度の改革の動向－OECD 租税政策研究シリーズ13号『個人所得税の抜本的改革』（2006年）の紹介と検討－」『税研』第24巻第4号,pp.82-122.

金子宏（2009）「我が国税制の回顧と展望（第5回）シャウプ勧告の今日的意義--シャウプ勧告再訪」『租税研究』第711号,pp.7-43.

金子宏（2010）『租税法第15版』弘文堂.

金子宏（2010）『所得税・法人税の理論と課題』日本租税研究協会.

金子宏・谷口勢津夫・増井良啓（2009）「PERSON 所得税の過去・現在・未来」『税研』第24巻第6号,pp.1-13.

川上尚貴（2008）『図説 日本の税制（平成20年度版）』財経詳報社.

川村フク子（1967）「サラリーマン税金訴訟について」『法律時報』39巻1号,p.72.

川村フク子（1969）「サラリーマン税金訴訟の経緯と問題点」『ジュリスト』419号,p.41.

北野弘久（1971）「大嶋訴訟の憲法的評価」『ジュリスト』479号,p.50.

北野弘久（1974）『法学セミナー』227号,p.20.

北野弘久（1985）「大嶋訴訟最高裁判決に思う」『税経通信』第40巻7号.

北野弘久（2002）「課税最低限問題と生存権」『法と民主主義』No.366,pp.11-14.

清永敬次（1968）「給与所得課税と必要経費」『法学論叢』82巻2=3=4号,p.201.

- 清永敬次(1970)「いわゆるサラリーマン訴訟について」『法律時報』42巻4号,p.22.
- 清永敬次(1978)「給与所得と課税の公平」『税経通信』33巻14号,pp.18-21.
- 清永敬次(1980)「大島訴訟控訴審判決について—給与所得の必要経費の問題を中心として—」『ジュリスト』709号,pp.114-119.
- 國枝繁樹(2007)「最適所得税理論と日本の所得税制」『租税研究』No.690,pp.69-82.
- 小池和彰(2008)「給与所得控除の性格(1)税法最大のブラック・ボックスの隠れた意味」『税経通信』第63巻第13号,pp.193-204.
- 小池和彰(2008)「給与所得控除の性格(2)税法最大のブラック・ボックスの隠れた意味」『税経通信』第63巻第14号,pp.45-50.
- 齊藤由里恵・上村敏之(2008)「負の所得税の導入費用の推計」『経済政策ジャーナル』第5巻第2号.
- 佐々木潤子(2010)「基礎的人的控除のあり方--課税最低限を前提として」『税法学』No.563,pp.203-214.
- 品川芳宣(1980)「給与所得における必要経費の有無等(大島訴訟控訴審判決)」『税経通信』35巻4号,pp.203-211.
- シャウブ使節団(1949)『日本税制報告書』1巻.
- 諏訪園健司(2010)『図説 日本の税制(平成22年度版)』財経詳報社.
- 田近栄治・八塩裕之(2007)「格差拡大への税制の対応—還付可能な税額控除の活用—」『税経通信』.
- 高野幸大(2002)「租税法律主義—大島訴訟」『税研』106号,p.21.
- 高山憲之(1980)『不平等の経済分析』東洋経済新報社.
- 橘木俊詔・八木匡(1994)「所得分配の現状と最近の推移」石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会,第1章所収.
- 田中治(2002)「所得税の税率の法理論」『日税研論集』第49巻,pp.3-34.
- 戸松秀典(2000)『憲法訴訟』有斐閣,p.273.
- 中里実(2009)「給付付き税額控除の執行上の問題(特集 給付付き税額控除の概要)」『税研』第24巻第6号,pp.45-49.
- 西野敏雄(1989)「税漫筆-8-所得税-3-所得控除・給与所得控除」『時の法令』1358号,pp.65-68.

橋本恭之・上村敏之(1997)「税制改革の再分配効果—個票データによる村山税制改革の分析—」『関西大学経済論集』第47巻第2号.

橋本恭之・呉善充(2008)「所得税改革の論点」『国際税制研究』No.20,pp.35-44.

橋本恭之(2001)『税制改革シミュレーション入門』税務経理協会.

橋本恭之(2009)「所得税の累進度に関する研究」『関西大学経済論集』第59巻第1号.

畠山武道(1977)『自治研究』53巻1号,pp.130-145.

畠山武道(1985)「大島サラリーマン税金訴訟最高裁判決」『法学教室』56号,pp.134-135.

林修三(1980)「総評サラリーマン給与所得税訴訟事件第一審判決についてのコメント」『時の法令』1091号,pp.51-56.

林正嗣(1997)「所得税制度と税収弾力性」『総合税制研究』No.5,pp.194-210.

林宏昭(1995)『租税政策の計量分析』日本評論社.

林宏昭(2000)「所得税改革の視点—再分配効果の分析—」『総合税制研究』No.8(納税協会連合会).

林宏昭(2002)『どう臨む、財政危機下の税制改革』清文社.

深江敬志・望月正光・野村容康(2007)「申告所得税における所得者別・所得階層別の再分配効果」日本財政学会編『財政研究—格差社会と財政—』第3巻, pp.123-141.

平野正樹(2006)『家計調査からみた税制改革の視点』.

廣澤民生(2007)「所得税の不平等—サラリーマン税金訴訟」『別冊ジュリスト』No.186,pp.70-71.

藤田晴(1992)『所得税の基礎理論』中央経済社.

本間正明・跡田直澄(1989)『税制改革の実証分析』(東洋経済新潮社).

三木義一(1985)「給与所得税制と不公平税制—大島訴訟最高裁判決後の課題を中心として」『法律時報』57巻8号,pp.22-29.

水野正一(1985)「大島訴訟大法廷判決と給与所得控除—財政学の立場から(大島訴訟最高裁大法廷判決<特集>)」『ジュリスト』837号,pp.31-38.

宮口定雄(1998)「給与所得控除の意義とあり方(特集 個人所得課税の今日的課題)」『税研』第13巻第79号,pp.53-57.

- 宮口定雄(2010)『平成22年度版 税務ハンドブック』コントロール社.
- 村井正(1985)「サラリ-マン税制と事業所得税制--必要経費・給与所得控除・家事費(サラリ-マン税金訴訟をめぐって<特集>)」『法律のひろば』第38巻第6号,pp.33-39.
- 村井正(1985)「大嶋訴訟最高裁判決に思う」『税経通信』第40巻7号.
- 村上雅子(1984)『社会保障の経済学』東洋経済新報社.
- 森信茂樹(2008)『給付付き税額控除—日本型児童税額控除の提言』中央経済社.
- 森信茂樹(2008)「給付付き税額控除の4類型と日本型児童税額控除の提案」『国際税制研究』No.20,pp.24-34.
- 山田二郎(1974)「サラリーマンに対する所得税制と平等原則」『ジュリスト』567号,p.39.
- 山田二郎(1985)「大嶋訴訟最高裁判決に思う—給与所得の必要経費と平等原則—」『税経通信』第40巻7号.
- 山本謙介(1987)「給与所得金額の計算--給与所得控除」『税法学』434号,pp.1-7.
- 吉村典久(2009)「給付付き税額控除と所得控除」『税研』第24巻第6号,pp.50-55.
- 吉村政穂(2010)「給付付き税額控除導入に伴う執行上の問題--給付のタイミングを中心に」『ジュリスト』No.1397,pp.37-43.
- 渡辺智之(2008)「所得税額はマイナスになりうるか?—いわゆる「給付付き税額控除」の問題点—」『租税研究』.
- 和田八束(1972)「租税特別措置の現状と問題点」『ジュリスト』506号,p.25.
- 税制調査会(1986)「給与所得控除等に関する専門小委員会報告」『ファイナンス』第22巻第1号,pp.98-102.
- Friedman,M.(1962),"Capitism and Freedom",The University of Chicago Press.
- Musgrave,R.A.and T.Thin(1948),"Income Tax Progression," *Journal of Political Economy*, Vol.56.
- Musgrave,R.a. and P.B.Musgrave(1984), *Public Finance in Theory and Practice*,McGraw-Hill.(木下和夫監修、大阪大学財政研究会訳『財政学—理論・制度・政治—』第2巻)
- Pechman,J.A. and B.A.Okner(1980), *Who Bears the Tax Burden?*, Brookings

Institution, Washington D.C..

Pfingsten, A. (1986), *The Measurement of Tax Progression*, Springer-Verlag, Berlin.

Raj Chetty and Emmanuel Saez (2009), "Earnings Responses to An Experiment with EITC Recipients".

Raynolds, M. and E. Smolensky (1997), "Post Fisc Distributions of Income in 1950, 1961, and 1970," *Public Finance Quarterly*, Vol.5, No.4.

【参考資料】

『家計調査年報』（総務省）

『税務統計から見た民間給与の実態』（国税庁）

政府税制調査会

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/>

LEX/DB インターネット <http://202.248.47.42/lexbin/ACLogin.aspx>